

下田市景観計画

令和7年 下田市

目次

序章	
1 景観計画改定の背景と目的	1
2 課題の抽出と分析	3
3 計画の位置付け	5
4 下田市景観計画の役割	6
5 景観とは	7
第1章 下田市の景観特性	
1 下田の概況	11
2 市域全域で見る景観特性	12
3 地域別で見る景観特性	14
4 景観計画の区域	21
第2章 基本理念と目標	
1 基本理念	22
2 基本目標と方策	23
第3章 景観形成の方針	
1 市域全域の景観形成方針	26
2 地域別の景観形成方針	28
第4章 届出対象行為と景観形成基準	
1 届出対象行為	29
2 景観形成基準	32
第5章 景観重点地区の指定について	
1 重点地区の指定について	34
第6章 公共施設による景観づくり	
1 公共施設における景観形成	36
2 景観重要公共施設の指定	36
3 景観重要公共施設の指定候補	37
第7章 景観上重要な建造物や樹木等による景観づくり	
1 景観重要建造物の指定方針	41
2 景観重要樹木の指定方針	42
第8章 景観に配慮した屋外広告物に関する方針	
1 市独自の屋外広告物条例の制定	43
2 屋外広告物の規制誘導の考え方	43
第9章 自然公園法の特例に関する事項	
1 国立公園区域と隣接区域との連続的な景観形成の現状と課題	44
2 今後の方針	44
第10章 景観まちづくりの施策	45
第11章 継続的な景観まちづくりの推進	
1 市民・事業者・行政の役割	47
2 継続的な景観まちづくりの取組み	47
3 良好な景観の形成に向けた体制整備	48
終わりに	49

序章



1 景観計画改定の背景と目的

(1) 下田市の景観行政のあゆみ

下田市の前身となる下田町は、昭和30年(1955)に下田町・稲梓村・稲生沢村・浜崎村・朝日村・白浜村の1町5村が合併して誕生しました。その後、昭和46年(1971)に町制から市制に移行し下田市となりました。基幹産業である観光産業を中心に、美しく変化に富んだ自然や豊富な温泉、幕末開港の歴史などを活かし、今日まで観光まちづくりを進めてきました。

昭和36年(1961)には「第二の黒船」と呼ばれた「伊豆急行線」が開通し、国際観光都市として発展すると同時に、高度成長期の急速な都市化の波が押し寄せました。こうした時代背景の中、明治22年(1889)に落成した旧下田小学校を始め、多くの歴史的建造物が解体されてきたことから、市内に現存する歴史的建造物の保護を目的として、昭和60年(1985)に「下田市歴史的建造物保存条例」を制定しました。本条例により、貴重な景観資源である歴史的建造物の保全及び継承に向けた具体的な取組みが始められ、本市の景観行政が始まりました。



旧下田小学校

時代が進み、平成15年(2003)には国土交通省が、「美しい国づくり政策大綱」を公表し、公共事業における景観形成の原則化などを掲げたほか、平成16年(2004)には景観法が制定され、国全体として景観まちづくりを進めていくことが法的にも定められました。これらを受け、本市では平成21年(2009)に景観法に基づいた「下田市景観計画」の策定と「景観まちづくり条例」の制定を行い、景観まちづくりを進めてきました。

景観行政のあゆみ

1888年 (明治21)	東京市区改正条例 欧米のような近代都市の実現を目的(都市景観)	
1897年 (明治30)	古社寺保存法 歴史的景観の保全対象を個別の社寺や城跡等に限定	
1919年 (大正8)	都市計画法(旧法) 都市景観の対象が全国に広がる 市街地建築物法 建築基準法(1950年(昭和25))の前身	経済成長に伴う都市の無秩序な拡張への対策 景観法成立まで都市景観の基本となる
1931年 (昭和6)	国立公園法 自然風景地における景観保全の始まり。自然公園法(1957年(昭和32))の前身	
1966年 (昭和41)	古都保存法 京都、奈良、鎌倉などの歴史的風土*1を開発から保護することを目的	
1975年 (昭和50)	文化財保護法改正(伝統的建造物群保存地区) 集落や街並みなど面的な地区の歴史的風致の保存が可能	
1985年 (昭和60)	下田市歴史的建造物保存条例制定 市内に点在する歴史的建造物の保護を目的	
1996年 (平成6)	下田市都市景観形成ガイドプラン策定	
2003年 (平成15)	「美しい国づくり政策大綱」発表(国土交通省) 公共事業における景観形成の原則化や景観形成ガイドラインの策定など、15の具体的施策を掲げる	
2004年 (平成16)	景観法、都市公園法・都市緑地法改正(景観緑三法) 景観について法的根拠を謳った初めての法律。景観の本質から、各地域に主体性を持たせた法体系となっており、都市公園法と都市緑地法の改正と併せて一体的な景観行政の道が示された	
2007年 (平成19)	下田市、景観行政団体へ移行	
2009年 (平成21)	下田市景観まちづくり条例制定 下田市景観計画策定	
2013年 (平成25)	地域における歴史的風致*2の維持及び向上に関する法律(通称:歴まち法)	
2015年 (平成27)	下田市景観計画一部改正(届出対象行為の追加等)	
2018年 (平成30)	下田市歴史的風致維持向上計画 認定	

※1: 我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況(古都保存法第2条第2項)

※2: 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(歴まち法第1条)

参考『景観用語辞典 増補改訂版』1998年 株式会社 彰国社

(2) 下田市景観計画を運用してきて一下田市景観計画の改定に向けて一

下田市景観計画(以下「計画」)を策定し、運用を始めてから約15年が経過しました。計画では、下田独自の自然、歴史、文化又は人の暮らしを総称して「下田まち遺産(以下「まち遺産」)」と名付け、基本理念「下田まち遺産を未来へ」をスローガンに、今あるまち遺産を絶やすことなく、新たなまち遺産を創り出し未来に活かしていくことで、「良好な景観」の形成を目指すことを定めました。

「良好な景観」の形成に向けた取組みとして、計画では各種事業を記載しています。特にまち遺産制度は、認定・登録と併せ163件(令和7年3月現在)を数えるまでになり、本市の景観まちづくりを進めていく上で象徴的な事業となりました。認定・登録されたまち遺産を中心に紹介する景観広報誌『下田まち遺産手帖』は、平成24年(2012)の創刊準備号の発行から始まり、これまでに24冊を発行してきました。冊子は駅や病院、商業施設などの協力を得て市内100箇所以上で配付し、本市の景観施策の普及に大きな効果をもたらしました。

一方、計画に定める景観形成基準をもとに、景観法(以下「法」)に基づく届出対象行為や公共事業における景観配慮に対して指導、助言をこれまで行ってきたものの、当初目標とした「良好な景観」の形成が進んでいない現状があります。その原因として、計画に定める景観形成基準が抽象的で分かりづらく、また法に基づく届出対象行為の事前相談を希望制としたことで、届出者との事前協議を充分に行えず、必ずしも景観に配慮された事業計画とならないこともありました。また、計画策定当初に比べ人口減少や高齢化に拍車が掛かり、住宅の老朽化や空き家、空き地の増加など、これまでに社会問題として認識されていた諸問題がより深刻化し、社会情勢や地域構造が大きく変化してきています。こうした状況も踏まえ、本市のこれから目指すべき「良好な景観」について今一度検討すべく、課題の抽出やそれらの原因を分析した上で、それらに対応する施策の検討、実行をしていかなければなりません。

本市には美しい自然や歴史的建造物を活かした風情あるまちなみ、漁業や農業などの生業を中心として形成された集落や伝統行事など、各地域固有の景観を構成する要素が多くあります。こうした1つ1つの景観を構成する要素は、「良好な景観」を形成する資源であり、まさに「下田の良さ」であるといえます。

この「下田の良さ」は、市民・事業者・行政など、本市に関わるすべての人が共有すべきものです。とりわけ、個々人がそれぞれ意識し、個々にできる範囲で「良好な景観」の形成を目指し行動していくことで、個々の取組みは小さいコトであっても、それらが積み重なることで大きなまとまりとなり、ひいては下田のまち全体が魅力的で過ごしやすく、また多くの人が訪れたくなる「まち」へとなるはずです。

こうした魅力ある、人々が暮らしやすい、そして訪れたくなる「まち」となる良好な景観の形成を目指し、下田市景観計画を改定します。

2 課題の抽出と分析

前述したように、これまで「下田市景観計画」を運用してきた中で、様々な課題が見えきました。ここではそれらの課題を抽出し、今後の景観施策へとつなげるべく、論点の整理を行います。

(1) 分かりづらい地域設定(ゾーン設定)と曖昧な各地域の景観特性

「下田市景観計画(以下、「計画」)」では、計画区域を市域全域とし、特に、「下田まち遺産が多く、下田の特徴を醸し出している地域」を「景観誘導ゾーン(以下、「ゾーン」)」と定め、5つのゾーンを設定しています。これら5つのゾーンでは、ゾーン指定されていない地域と比べ、「届出を要する規模」を小規模な行為から設定しています。また、各ゾーンの景観特性を踏まえた景観配慮の考え方、取組みについて景観配慮事項で定め、「良好な景観」の形成を目指した積極的な景観誘導を図る地域と位置付けています。市域全域を計画区域に設定する本市の計画において、各地域の景観特性を示し、市民や事業者に景観配慮を求めています。

一方で、この地域設定である「ゾーン」の区分けの分かりづらさや、各ゾーンにおける地域の景観特性を踏まえた景観形成基準の曖昧さについて、指摘されています。

例えば、白い砂浜や漁港、起伏に富んだ海岸線など、本市の海岸線は地域によって様々な特徴があります。しかし、計画ではそれらを一括して「海岸線ゾーン」と定義し、統一した景観形成基準を示しています。景観形成基準では、「海岸線ゾーン」の特徴を文章で示し、景観に配慮した取組みについても記載していますが、具体的に何をどれくらいするのか数値的な基準が示されておらず、読む人によって捉え方が異なる可能性があります。

計画策定当初は、本市において景観行政を広く市民、事業者にも周知することを目的としたことから、地域設定や景観配慮事項について文章で分かりやすく示そうとしました。しかし、前述したように、同じ海岸線であっても地域によってその特性は異なり、目指すべき景観形成も異なることから、より各地域の景観特性に応じた地域の設定や具体的な景観配慮の明示、それに基づいた景観形成基準の作成をしていく必要があります。

(2) 方針が示されていない公共事業の景観配慮

「良好な景観」を形成していく上で、公共事業における景観配慮は重要です。公共事業はその性質上、特別な事情を除き、事業完了からその多くが長期間にわたって使用されます。これは、民間施設に比べてもその割合が高いといえます。よって、長期間にわたってその地に存在することから、まちなみや地域の景観形成において大きな役割があるといえます。それらを踏まえ、「下田市景観計画(以下、「計画」)」では「良好な景観の形成を進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要」と示し、「景観誘導ゾーン(以下、「ゾーン」)」における景観配慮事項を定め、景観まちづくりを推進していく方策として「景観形成デザインガイドライン(運用マニュアル)」(以下、「ガイドライン」))を作成するとしています。

しかし、前述したゾーン設定の分かりづらさや、景観配慮事項及び景観形成基準の曖昧さに加え、計画に示すガイドラインの作成も進んでいないことから、公共事業を計画、あるいは検討する段階において、具体的にどのように景観配慮すべきか示せていません。先進自治体ではこうしたガイドラインによる運用方針を作成し、景観に配慮した公共事業を検討し、実施していることから、本市においても先進自治体の事例を参考に、ガイドライン等の作成が必要です。

(3) 検討されていない「まち遺産」の活用方法と未着手の保存に向けた整理

「下田市景観計画(以下、「計画」)」における「下田まち遺産(以下、「まち遺産」)」制度は、本市において「景観資源」という考え方を広く市民に周知する役割を担った特徴的な取り組みです。景観施策を進めていく上で、計画に掲げる各地域の「良好な景観」の形成には、各地域の「景観資源」が中心的役割を担います。「景観資源」には、地域の寺社仏閣など歴史的資源や祭事などの文化、地域の生活風土と共に形成されてきた人の暮らしや、長い時間をかけ少しずつ形づくられてきた自然の風景などの多種多様なモノを含み、私たちの日常にごくごく身近に存在するモノたちです。これらを分かりやすく「まち遺産」と名付け、市民に親しみを持って受け入れられてきたことは、景観施策を進めていく上で大きな存在となりました。「まち遺産」の認定・登録数は、これまでに163件を数え、その認知度もかなり高まってきたといえます。

一方、激甚化する自然災害や人口の減少、深刻化する少子高齢化による担い手不足など、私たちをとりまく社会環境は、これまで経験してきたことのない課題・問題を抱えています。こうした中、それぞれの「まち遺産」においても未来に継承していく上で様々な課題・問題を抱えているのが現状です。こうした状況を踏まえ、それぞれの「まち遺産」をいかに活用し、また未来に向けて伝えていくのか。活用方法の検討や、記録の保存、整理に向けた仕組みの整理など、取り組まなければならない大きな課題、問題です。

(4) 届出対象行為に対する適切な指導・助言の徹底

景観法に基づく届出対象行為は、下田市景観計画(以下、「計画」)」において、「行為の種類」と「届出を要する規模」を定めています。届出を要する規模は、「景観誘導ゾーン」と「景観重点地区」、それ以外の「市域全域」の3つの地域区分によって異なり、「市域全域」から「景観誘導ゾーン」、「景観重点地区」にかけて、「届出を要する規模」を小さな規模から対象にしています。また、「行為の種類」における「建造物」では、「建築物」と「沿道型商業施設」に区分し、沿道景観の重要な構成要素となる商業施設を区別しているほか、「太陽光発電設備・風力発電設備類」では、面積要件を「太陽光発電設備・風力発電設備類及び附属施設、作業道等を含む一団の面積」としているところが、特徴的な基準です。

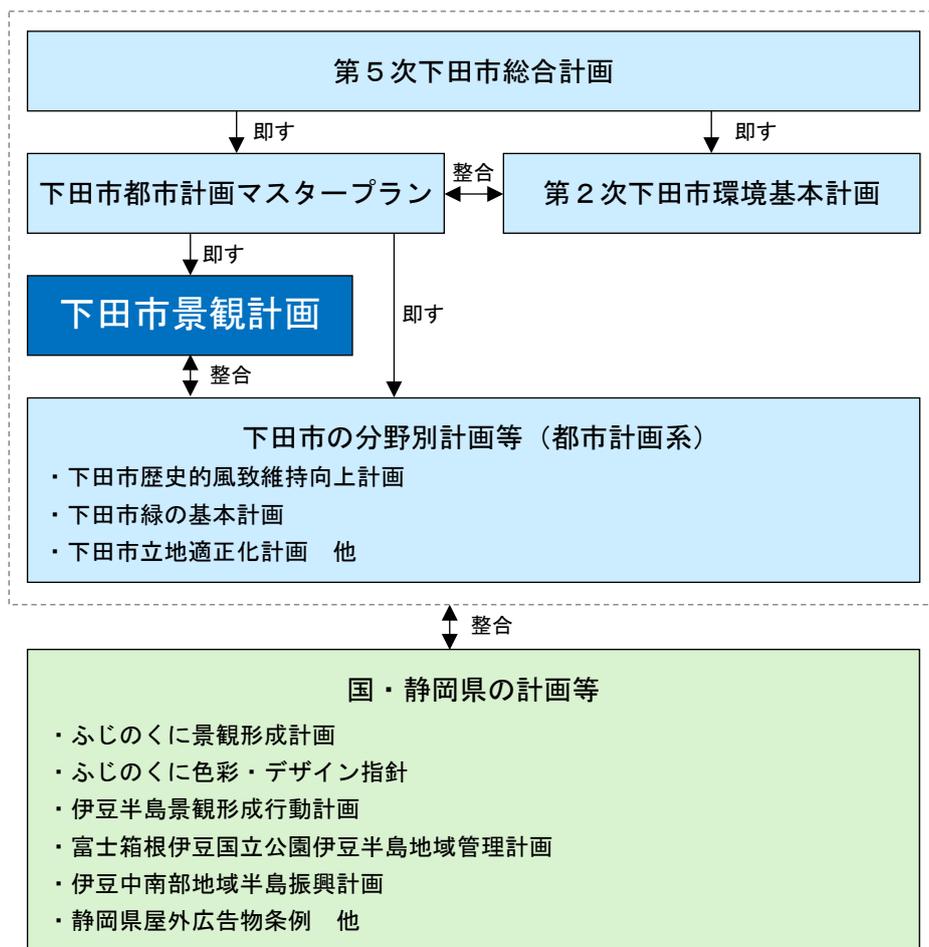
こうした基準の下、届出対象行為の行為着手までの手続では、届出前の事前相談を可能としており、事前相談の有無に関わらず、毎年一定数の届出書の提出がありますが、景観形成基準に基づく適合判断において有効な指導・助言を充分に行えていない事例もあります。前述した分かりづらい地域設定や曖昧な景観形成基準に加え、必ずしも事前相談を求めているところで、事業者との協議期間を十分に確保できていないことが要因です。明確な地域区分と具体的な景観形成基準の設定と共に、事業者との十分な協議期間の確保も検討すべき課題、問題となっています。

3 計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項に基づいて策定する法定計画であり、下田市の景観施策を考える上での総合的な計画です。

本計画は、下田市総合計画及び各種個別計画との整合を図るとともに、国や静岡県に関連計画と整合を図り、平成21年に策定された下田市景観計画を改定するものです。

本計画をもとに各施策を展開し、下田の良好な景観の形成を進め、未来に継承していきます。



「下田市景観計画」の位置づけ

4 下田市景観計画の役割

日々における生活が充実し、“まち”における良質な住環境の創出には、「良好な景観の形成」が必要です。「良好な景観の形成」は、これから未来に向けて新たに創り出すこともできます。また、これまで下田の“まち”が持っていた魅力(景観資源)を維持し、活用し、そして次世代に残していくことでも形成していくことができます。

こうした取組を実行していくためには、市民・事業者・行政が、下田の“まち”が持つ魅力に気づき、それを損なうことなく、さらに高めていくことが大切です。そのためには、公共事業や民間事業の分け隔てなく、「良好な下田の景観を形成する」という共通認識、目標を持った上で取組む必要があります。

このように「良好な景観の形成」を実現するため、まず、行政が先導的に取り組むことが必要です。またそれと同時に、市民・事業者の皆さんが、自らの生活を充実させるため、あるいは企業活動を活発にするため、それぞれが「良好な景観の形成」について考え、市民・事業者・行政の3者が一体となって取組む体制づくりが重要です。

このように、「良好な景観の形成」への意識や配慮が、下田におけるあらゆる事業や取組の土台となるよう、本計画がその道筋を示す羅針盤の役割を担います。



「下田市景観計画」の役割 イメージ図

5 景観とは

景観とは、何を意味している言葉でしょうか。文字を読み解くと、「景色を観る」となります。では、「景色を観る」とはどういう意味でしょうか。

下田の景色をイメージしてみると、例えば、白い砂浜が広がる白浜の海岸線や、緑が広がる稲穂の里山の景色など、自然豊かな景色があります。また、伊豆急下田駅周辺の現代的な建物が建ち並ぶまちなみの景色や、江戸時代の町割りが残り、歴史的建造物が現存する旧町内の歴史的まちなみの景色などもあります。さらに、須崎の漁港を中心とした漁村の景色や、大賀茂や稲穂で見られる田んぼや畑から見える農村の景色に代表される生活文化から形成される景色など、実に様々な景色があります。

このような景色を見たときに、人はどのように感じるでしょうか。農村や漁村の景色を見て、どこか懐かしさを覚える人もいるでしょうし、現代的な建物が軒を連ねている光景を見て、整然としていてきれいだと感じる人もいるかもしれません。また、昔ながらの町割りや現存する歴史的建造物を見て、古くから続いてきたまちの歴史を感じるなど、感じ方も人によって様々でしょう。

このように「景観」は、景色とそれを見る人の感じ方、印象によって、成り立つものであり、景観について考える場合、景色を見たときの、その人の感じ方や印象等を含んでいることになります。

景色を構成しているものとは？



東京農業大学地域環境科学部造園科学科 荒井 歩 教授 監修

上のイラストは、下田公園から下田の「まち」を見ている場面です。景色の背景には、青く澄んだ空が広がり、下田富士の緑、寝姿山から稲穂方面に続く山並みから奥行きが感じられます。中央には稲生沢川が下田港に向かって流れており、空、山、川などの自然環境がこの景色の大きな構成要素となっています。稲生沢川沿いには旧下田町のまちなみが広がり、河口の物揚場で

ある「大川端」には、多くの船が係留しています。さらに、手前に広がるあじさいの群生や公園の柵など、人が見ている場所(視点場)に存在するものも、景色を構成する要素の1つです。このように、遠くにあるものから、見ている場所(視点場)の近くにあるものまで、それら全てが構成要素になっています。

人はどのように景色を捉えているのか？



東京農業大学地域環境科学部造園科学科 荒井 歩 教授 監修

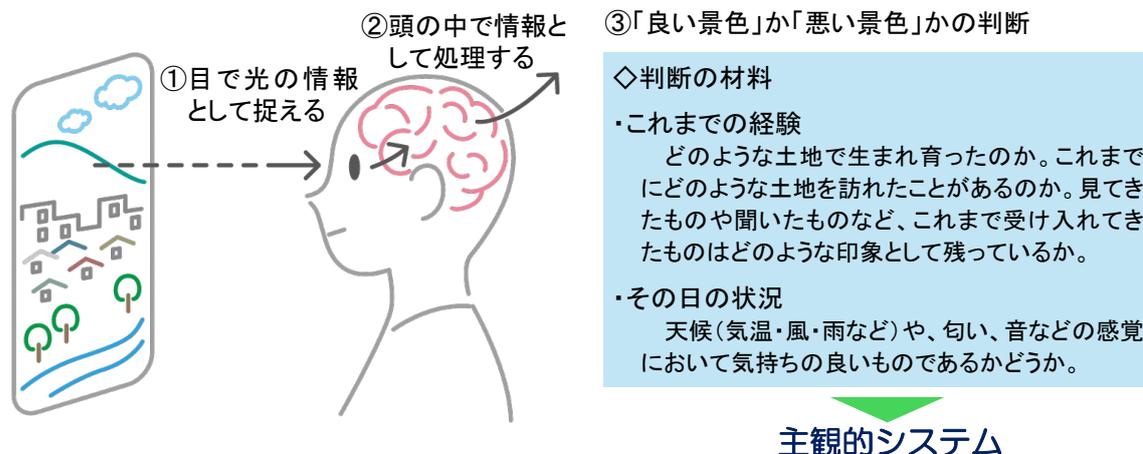
上のイラストで示している景色の構成要素、「空・山・川・まち・建物・人々の生活」などは、景色を見ている人の周りにある「環境」です。これを「外的環境」といいます。この外的環境を、見ている人は総合的に「景色」として認識します。この時点では、あくまで「視界の中に入った」光の情報として捉えた状態です。

次に、この捉えた情報を見ている人それぞれが、頭の中で処理します。この処理では、その景色を見たときに「どのように思った」のか、その感情や気持ちを持つまでの過程を指します。この処理の課程において重要な役割を担うのが、その人自身の「考え方」や「価値観」、「これまでの経験」など、“その人自身をこれまで創り上げてきた”様々な要素です。これらは、外的環境と比較して「内的環境」といいます。その人それぞれが持つ「内的環境」を元に、情報としての「景色」を処理する過程を「主観的システム」といいます。

人それぞれ異なる条件のもと、今日の前にある景色を見たときに「主観的システム」において、その見えている景色を判断します。判断した結果、人にとって、その景色を心地よい景色、良い景色として捉える場合もあれば、逆に、不快である、悪い景色と捉えることもあるでしょう。

このように、人は景色を見る際、その景色が持つ外的環境と自身の内的環境から主観的にその景色を判断しています。

景色の処理(=主観的システム)とは？



東京農業大学地域環境科学部造園科学科 荒井 歩 教授 監修

前ページに示した景色の処理「主観的システム」は、上記のように図示することができます。まず①として、人は景色を見たときに、それを目で光の情報として捉えます。この時点では、景色はあくまでも光の情報であって、見ている人にとって特に感情はありません。

次に②として、この目で捉えた光の情報を、頭の中で処理します。例えば、景色の中には、「空」、「下田富士」、「寝姿山から続く山並み」、「まちなみ」、「稲生沢川」、「大川端に並ぶ船」、「あじさいの群生」、「公園の柵」など、様々な要素を捉え、景色の中に「何が要素として盛り込まれているのかを把握すること」が、頭の中で行う情報処理です。

次に③として、景色の中にある要素を情報として処理したときに、これらの情報を頭の中で良いものとして捉えるのか、あるいは悪いものとして捉えるのか、こうした判断が行われます。

例えば、紅葉が終わって葉がくすんだ色となり、葉が散って幹と枝だけになった木々が並ぶ山並みを見た時に、「美しい」とか、「これから訪れる冬が待ち遠しい」という好意的な印象を持つのか、あるいは「寂しい」とか、「これから寒い季節を迎えてつらい」といった印象を持つのか。こうした判断による捉え方が人によって異なります。この捉え方、判断の材料として、人それぞれの条件や状況が影響すると考えられます。それは、その人が置かれている環境や経験してきたことにより、思いや感情があるからです。

このように、景色が持つ情報を捉えたとき、それをどのように判断するかは、図で示したように「主観的システム」によって、人それぞれ異なります。しかし、自分が置かれている環境や経験してきたこと、あるいは、住んだことのない土地であっても、訪れたときに感じたことや経験、テレビや本、雑誌などで見てきた印象により、ある程度まとまった人が同じような判断をすることが予想されます。

このように段階を経て考えてみると、景色の処理(=主観的システム)は、言葉をそのまま受け取ると、「主観」という単語が入るため、個々にそれぞれが独自に異なった判断をするように思われます。しかし、おそらく生まれ育った環境や経験などのある一定のまとまりから、共通した判断を持つことができるでしょう。

その共通した判断において、多くの人が「良い」印象を持った景色を「良い景観」、逆に多く

の人が「悪い」印象を持った景色を「悪い景観」ということができ、景色の処理（＝主観的システム）は、人によって異なることは考えられますが、ある条件下のもとでは共通した判断（＝景色の処理をした上でどのように感じるか）をすることができると考えられます。

よく、景観の話をする際に、「人それぞれ捉え方、考え方が違う。」ですとか、「どういう景色を選ぶかは、それぞれの自由。」などと聞くことがあります。これまでに説明してきたように、人それぞれ捉え方や考え方が違うのは当然ですし、その上でどういう景色を選ぶかもその人それぞれの自由です。しかし、ある程度、環境や条件が揃ったときなどには、おそらく多くの人が良いとする景色があるはずで、これを「良好な景観」ということができると思います。この「良好な景観」を形成していくためにどうすれば良いのか。それを本計画では示していきたいと思っています。

第1章 下田市の景観特性

1 下田の概況

下田市は、本州のほぼ中央、太平洋側に突き出た「伊豆半島」の南東部に位置します。古くから海上交通の要所として栄える一方、近年は、温暖な気候や豊かな自然に恵まれていること、また、関東圏から比較的近いこともあり、観光地としても広く知られるところとなりました。

市域は、東西 13km、南北 16km、面積 104.38 km²。北に河津町、西に松崎町と南伊豆町に接しています。



下田市位置図

2 市域全域で見る景観特性

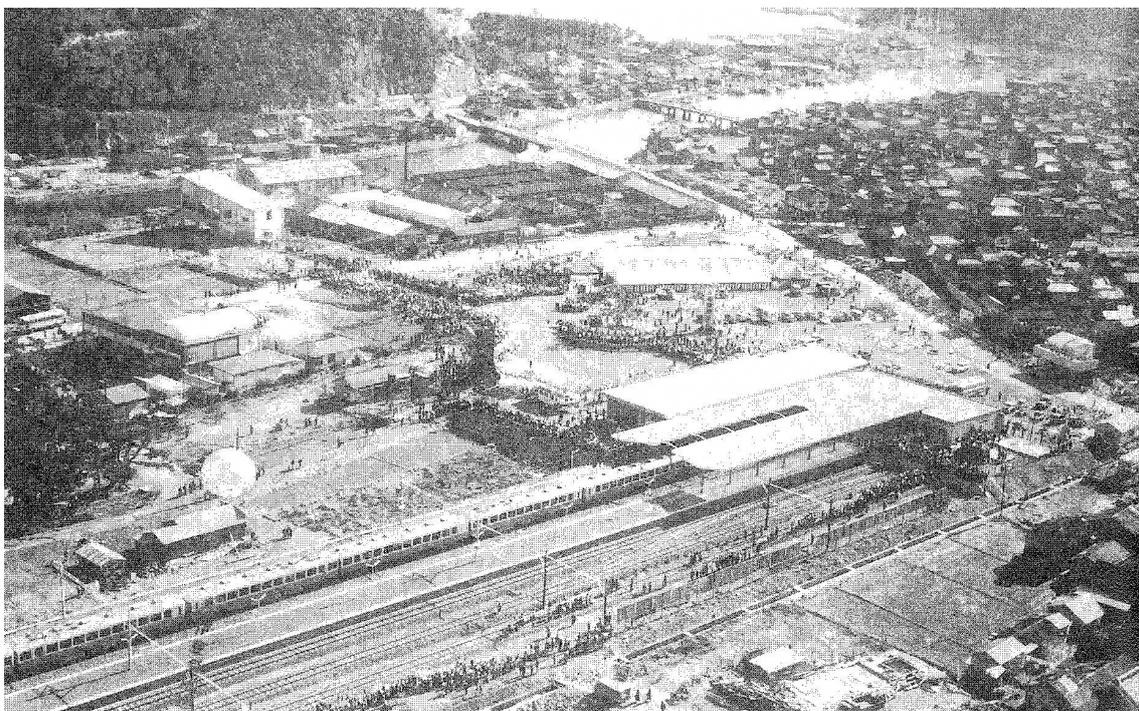
市域全域の景観特性を見てみると、まず土地の成り立ちにおいて特徴があります。市域の大部分は起伏に富んだ山地が占め、天城山系から続く急峻な山々が海岸線に張り出しています。入り組んだ海岸線には漁港が整備され、半島の先という地の利を活かした漁業が盛んに行われ、白い砂浜には、年間を通じて海のレジャーを楽しむ人たちが集います。

里山に目を向けてみると、山地や丘陵地を縫うように流れる河川沿いに農地が広がり、農作業を通じて四季折々の景色を見ることができます。また、人々の生活と密接に関わる地域固有の祭礼行事が行われ、伝統文化の継承や地域コミュニティの醸成につながっています。

市街地においては、昭和 36 年(1961)に「第二の黒船」と呼ばれた「伊豆急行線」が開通し、伊豆急下田駅前周辺の開発が行われました。また、昭和 30～40 年代にかけて本郷・中両地区においても土地区画整理事業が行われ、田園の広がる光景から急速に市街地開発が進み、辺りの風景が一変しました。このことにより、伊豆急下田駅周辺から本郷・中地区に向け、伊豆急行線沿線並びに国道 414 号沿道の市街地景観が形成されました。

伊豆急行線と同様に、下田市中心部を起点とした国道 135・136・414 号や、それらに接続する主要な県道の整備などにより、道路や鉄道の沿道・沿線において、地域をまたいだ風景が見られるようになりました。道路や線路を 1 本の軸、ベルトのように捉えることで、沿道・沿線景観が確立していきました。

市域全域で現存する、伊豆石やなまこ壁を使った民家や石蔵などの歴史的建造物や、江戸時代初めから整備され今に残る旧町内[※]の町割、玉泉寺や了仙寺などの幕末開港の表舞台となった史跡など、この地域で受け継がれた歴史によって創られてきた歴史的まちなみ景観も、このまちの景観特性です。[※]昭和 30 年(1955)の町村合併前の下田町の範囲

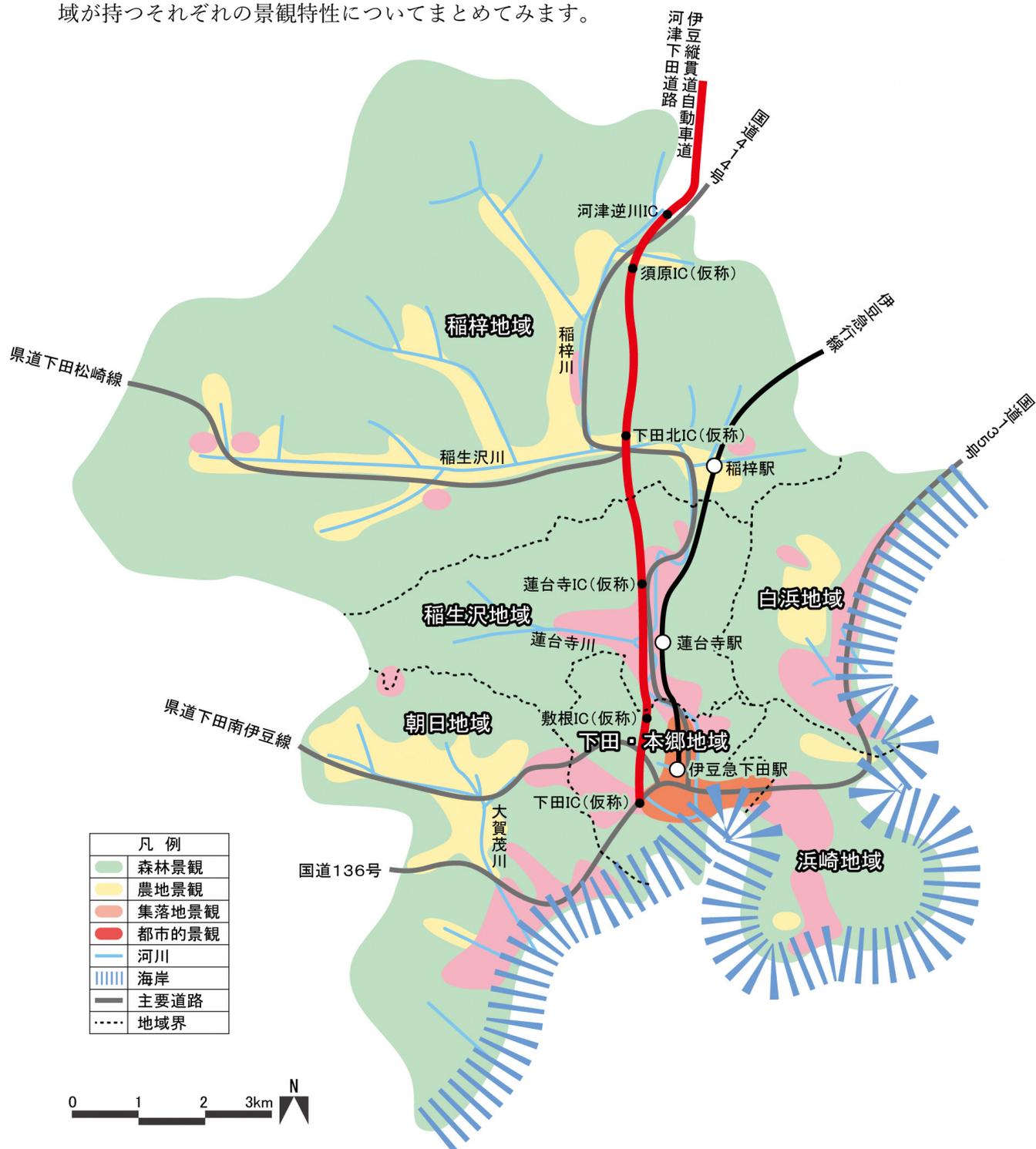


伊豆急行線開通の様子(昭和 36 年 12 月 9 日伊豆急下田駅上空より)
※『図説下田市史増補版』より

3 地域別で見る景観特性

本市では、昭和30年(1955)の町村合併以前より、各地域でそれぞれの生活や文化、歴史など、個々に伝え育んできた「景観資源」があります。それらは時代を経た現在にも受け継がれ、地域固有の「良好な景観」として継承されています。

ここでは、昭和30年(1955)の合併以前の各町村の範囲を参考に、市域を6地域に分け、各地域が持つそれぞれの景観特性についてまとめてみます。



下田市の景観特性図(地域区分入り)

(1) 稲舂地域

稲舂地域は、箕作地区、須原地区、落合地区、宇土金地区、椎原地区、加増野地区、横川地区、相玉地区、北湯ヶ野地区、堀ノ内地区、荒増地区の11地区に分かれ、稲舂川を中心にのどかで潤いのある農村景観が形成され、平安時代から続く人々の暮らし、営みが受け継がれています。

田起こしが終わり水が張られる前の土の匂い、夏の青々とした稲が風にそよぐ音、秋に輝く黄金色の稲穂など、田園の風景が季節の移ろいを感じさせます。

農業を中心とした人々の生活文化は地域の伝統行事とも密接に関係し、五穀豊穡を願い、地区の男たちが境内で竹を引き回す「山随権現幡廻し」や、地区の弓の名人が的を射る「鬼射」などが挙げられます。農業と密接に関連した地域の伝統行事を中心とした年中行事と、里山の暮らしである農業を軸として形成された田園風景や農村景観は、稲舂地域固有の景観特性です。



①鬼射※1 ②報本寺山随権現祭礼幡廻し※1 ③稲舂の稲作風景※1 ④落合地区の集落景観 ⑤横川地区の集落景観 ⑥県道下田松崎線の沿道景観（加増野地区・宝祿岳） ※1＝下田認定まち遺産

(2) 稲生沢地域

稲生沢地域は、大沢地区、蓮台寺地区、立野地区、河内地区、中地区の5つの集落に分かれます。国道414号と稲生沢川が南北を通り、県道蓮台寺本郷線と蓮台寺川が東西に伸びています。幹線道路沿いに集落が形成され、その背景には緑豊かな山々があります。

この地域は、豊富な湯量を誇る源泉があることから古くより温泉地として知られ、特に蓮台寺地区は、江戸時代に「下田の奥座敷」として、多くの人が訪れました。こうした街としての豊かさを現代に伝える場所が、立野地区の中の瀬で、伊豆石やなまこ壁を使った歴史的建造物が現存し細い路地でつながる街なみは、この地域における大切な歴史的まちなみ景観です。

地域が持つ資源に新たな魅力を加えようと、地域住民を中心に花を活かしたまちづくりが行われており、しだれ桃を使った街なみ環境の整備など、官民連携で取り組んでいます。



①辻の段からの眺望※1 ②蓮台寺温泉しだれ桃の里※2 ③県指定史跡 吉田松陰寓居処 ④河内諏訪の河津桜 ⑤中之瀬地区の集落景観 ⑥蓮台寺地区・天馬駒神社からの眺望 ※1=下田認定まち遺産 ※2=下田登録まち遺産

(3) 下田・本郷地域

下田・本郷地域は、江戸時代からの町割が残り、幕末開港の歴史が色濃く残る旧下田町地区と、昭和36年(1961)に開通した伊豆急行線の沿線景観、伊豆急下田駅前の開発や土地区画整理事業により市街地化された本郷地区の2つに分かれます。

両地区ともに、区画が整理されている点に共通性を見出せますが、その成り立ちが江戸時代より続く歴史性と、戦後の都市開発による経済性に分かれるところに、それぞれの街の魅力があります。旧下田町地区では、歴史的建造物を活かした街なみ景観の整備が行われ、市の主要な観光地である「ペリーロード」の整備につながりました。また、本郷地区の現代建築物が軒を連ねる姿は、戦後の高度経済成長期の都市開発の一端を垣間見れます。



①雑忠※2 ②ペリーロード※1 ③平野屋※2と黒船祭公式パレード ④西本郷地区の沿道景観(市道土浜高馬線) ⑤伊豆急行線沿いの沿線景観(東本郷地区) ⑥伊豆急下田駅 駅前広場(市役所東本郷庁舎別館屋上より) ※1=下田認定まち遺産 ※2=下田登録まち遺産

(4) 白浜地域

白浜地域は、板戸地区、長田地区、原田地区の3つの集落に分かれます。幹線道路沿いに海岸線が続き、環境省の「海水浴場百選」に選ばれた白浜中央海水浴場の白い砂浜や、板戸漁港、板見漁港に見る漁業を中心とした人々の暮らしなど、海と結びついたこの地域ならではの景観を形成しています。また、幹線道路から集落側に入ると、かつて天草漁で繁栄した漁村集落の構造が今なお残り、民家や民宿が軒を連ねる街なみ景観もこの地域特有の景観特性です。ほかに、海岸線には伊豆半島を代表する古社「白濱神社」が鎮座し、毎年10月に行われる例大祭では、市指定無形民俗文化財「三番叟」が、地区の若い男たちによって奉納されます。この「三番叟」は、地区の若衆が代々受け継いでおり、かつて舞った演者が師匠として後輩たちを指導し、伝統を継承しています。



①現存する漁村集落の構造 ②白浜大浜海岸※1 ③白濱神社火達祭※1 ④板戸漁港⑤白濱神社三番叟※1 ⑥尾ヶ崎ウィングからの眺望※1
※1 = 下田認定まち遺産

(5) 浜崎地域

浜崎地域は、柿崎地区、外浦地区、須崎地区の3つの集落に分かれ、漁業を中心とした集落が形成されてきました。各集落は、細い路地によって構成されていますが、特に平地が少ない須崎地区では、背後の斜面をうまく利用しながら段々に民家が点在する光景や、谷筋に沿って奥に街なみが延伸するなど、特徴的な街なみ景観を形成しています。また、柿崎地区の玉泉寺では、幕末開港期に日本初の米国領事館が置かれ、伊豆石で造られたアメリカ人墓地があるなど、この地区ならではの歴史資源があります。外浦地区には、外洋から内側に入った湾内の静かな海と白い砂浜が広がる海岸が美しく、海岸沿いに軒を連ねる民宿や宿泊施設とが形成する景観は、この地区ならではの風景となっています。



①外浦海岸※1 ②小白浜※1 ③柿崎地区の街並み眺望 ④須崎津島神社例大祭※1 ⑤須崎地区・爪木崎の水仙 ⑥玉泉寺※1内に所在するアメリカ人墓地
※1 = 下田認定まち遺産

(6) 朝日地域

朝日地域は、吉佐美地区、田牛地区、大賀茂地区の3つの集落に分かれます。幹線道路の国道136号沿いに集落を形成するのが吉佐美地区で、白い砂浜の吉佐美大浜海水浴場や大賀茂川河口の市指定天然記念物「はまぼう樹林」などの自然景観があります。また、海岸線の南端に位置する田牛地区では、漁業を中心とした海と密接につながる人々の暮らしがあり、海岸には海水浴場と漁港が整備されています。集落内は、細い路地により区画が分かれ、民家が軒を連ねる光景が、この地区特有の漁村集落のまちなみ景観を形成しています。大賀茂地区は国道136号より北側に位置し、大賀茂川沿いに農地が形成されています。背景の山並みと、山裾に県道下田南伊豆線が東西に延伸し、沿道に集落が形成されるまちなみは、里山の風景といえる景観を形成しています。

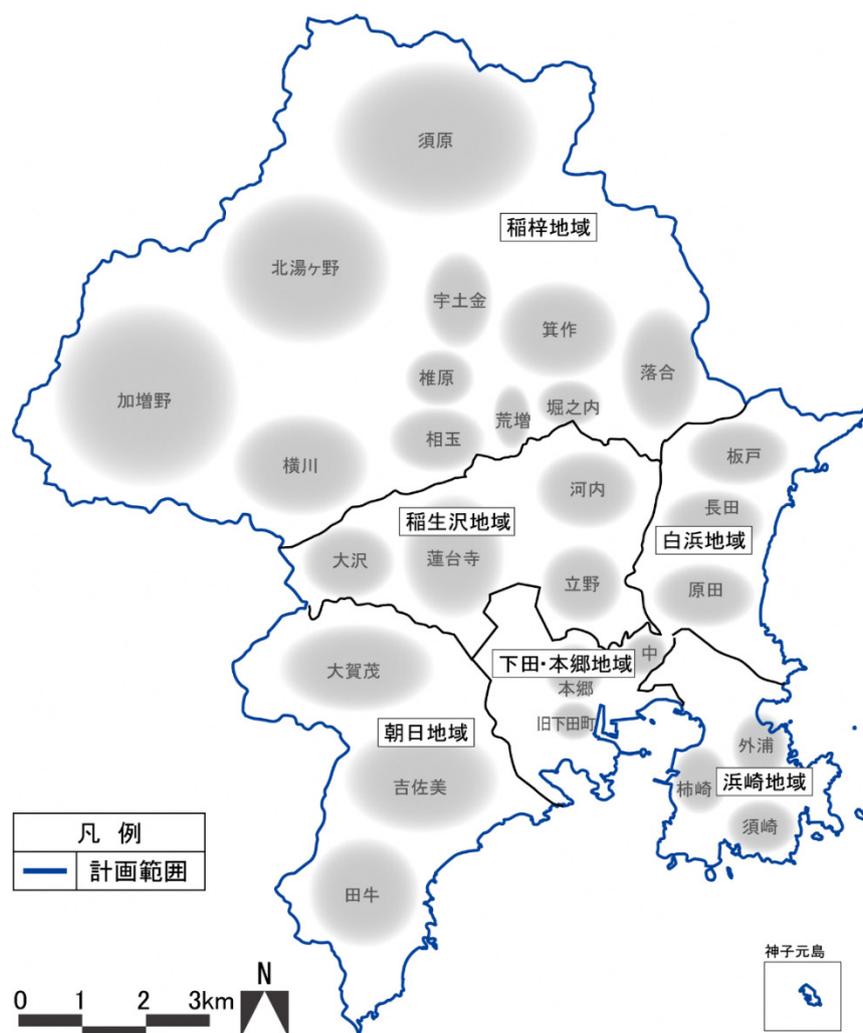


①大賀茂れんげ祭※1 ②青少年海の家※1 ③吉佐美大浜※1 ④三倉山※1と沿道に広がる里山の風景 ⑤現存する漁村集落の構造 ⑥田牛八幡神社獅子舞※1
※1 = 下田認定まち遺産

4 景観計画の区域

下田に携わる全ての人が景観に関心を持ち、良好な景観の形成に取り組んでいくため、本計画は、市域全域を対象とします。

一方、前項でみたように、昭和30年(1955)の市内の各地域で、それぞれに歴史や生活文化に起因する特徴が色濃く残っており、これらを「地域固有の景観」として捉えることができることから、本計画においては下図に示す6地域を設定することとします。



下田市景観計画範囲図

江戸時代に1町28村あった下田町と周辺の各村々は、明治22年(1889)の市制町村制の施行後に再編され、下田町・稲梓村・稲生沢村・浜崎村・朝日村の1町4村となったのち、明治29年(1896)に浜崎村から白浜村が分離して1町5村となります。

その後、昭和30年(1955)に下田町・稲梓村・稲生沢村・浜崎村・朝日村・白浜村が合併して「下田町」となり、昭和46年(1971)に市制施行により現在の「下田市」となりました。

このように、時代の変遷によってまちの区域分けに変化はあるものの、地域としての「まとまり」が形成されてきています。

第2章 基本理念と目標



1 基本理念

■基本理念

地域が持つ固有の景観を守り、創り、育み “まちの魅力”をともに未来へ

伊豆半島の豊かな自然環境や温暖な気候は、人々の暮らし・生活を支え、地域の歴史や文化を育み、各地域において特徴的なまちなみを形成してきました。

私たちは、こうした豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史的、文化的資源を「地域固有の景観資源」と捉え、本市に関わる全ての人たちと共有し、未来へ継承していきます。

この「地域固有の景観」を守り、さらにより良いものへとしていくため、本市に関わる全ての人たちと共に新たな景観を創造し、育み、活かしていきます。

新たに創り出される景観は、次世代の暮らしを豊かに、人々のふるさとへの愛着や誇りを醸成し、まちの発展を支え、住む人にとっても「住みやすい」、訪れる人にとっても「過ごしやすい」、居心地の良いまちへと成長できるでしょう。

本市に関わる全ての人が、居心地の良い未来のまちを目指し、市民・事業者・行政の3者が一体となって「下田の景観」について考え、協働していく景観まちづくりに取り組んでいきます。

2 基本目標と方策

本計画では、「地域が持つ固有の景観を守り、創り、育み “まちの魅力”を共に未来へ」という基本理念のもと、基本目標と4つの方策を掲げ、実行していきます。

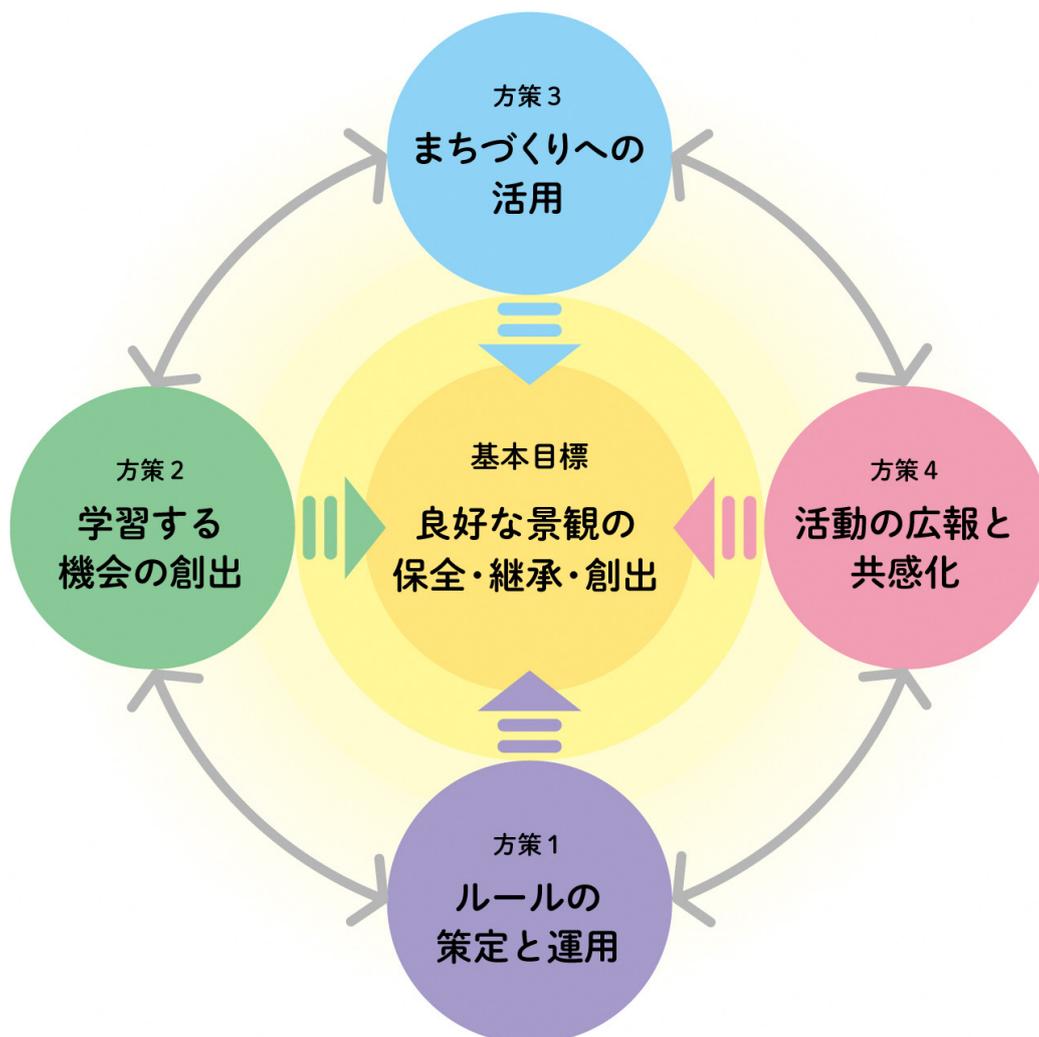
基本目標 良好な景観の保全・継承・創出

方策1 ルールの策定と運用

方策2 学習する機会の創出

方策3 まちづくりへの活用

方策4 活動の広報と共感化



基本目標 良好な景観の保全・継承・創出

本市の「良好な景観」とは、美しい海岸や山々、河川などの豊かな自然の景色。花や樹木、歴史的建造物、農地、祭礼行事といった人々の生活に関わるものなど、数多く存在します。これらは人々がその価値に気づき、守ろうとする意思と行動がなければ、簡単に失われてしまうものです。

例えば、歴史的まちなみを象徴する歴史的建造物は、日常的な維持管理や修繕等が必要であり、個々の所有者が管理していく上で難しい場合があります。また、人口が減少する中、担い手不足により維持できない事例も増えています。

これまで本市では、次世代に伝えたい下田を象徴するものを、「下田まち遺産」として認定・登録し、『下田まち遺産手帖』などを使い、その価値を伝えてきました。今後も引き続き、保全・継承のための方策を検討し、本市に関わる全ての人たちと共有することにより、本市の「良好な景観」を保全し、次世代に継承していきます。

方策1 ルールの策定と運用

「景観のルール(基準)」とは、「良好な景観を形成」するために市民や事業者、行政が守らなければならない基準のことです。景観のルール(基準)に基づいたまちづくりを皆さんと一緒に進めていく必要があります。

「景観のルール(基準)」の検討にあたっては、地域によって自然の景色、まちなみ、歴史や文化、人々のまちづくりへの参画など、これら地域の持つ「景観資源」は様々です。そこで、特徴ある地域ごとに区域を設定し、その地域で形成されてきた“景観特性”に合わせたきめ細かなルール(基準)を設定することが必要です。

今後、各地域の景観特性を踏まえ、地域に住む住民との話し合いを通して、「良好な景観を形成」するあり方や景観まちづくりの考え方、建築物や工作物が守るべきルール(基準)の立案、良好な視点場や大切にすべき景観資源の把握、住民が主体となる景観まちづくり活動の検討など、地域ごとの「景観のルール(基準)」を設定していきます。

このような「景観のルール(基準)」に基づいた景観まちづくりを全市的に進め、本市における「良好な景観の形成」を目指します。

方策2 学習する機会の創出

本市の「良好な景観」を保全・継承、あるいは創出していくためには、多くの人が「下田の景観」について考える必要があります。

「景観」は、見る人によって感じ方に違いがあり、考え方や意見も様々です。そこで、「景観」について学ぶ機会を持つことで、自らの考えを深め、また、ほかの人と意見を交換することで、ほかの人の考えに共感したり、あるいは自分の考えを伝えられることで、さらに「景観」に対する意識を持つことができます。こうした取組みを通じて、本市を訪れる方々にも本市の持つ景

観特性について共感してもらい、その価値や尊さを共有し、保全や継承の取組みに繋がることを期待します。

そして何より、次世代を担う子どもたちに対し、本市が持つ豊かな自然、歴史、人々の生活、それと密接に絡む文化などを通じて、「景観」について考える機会を提供することで、将来、景観まちづくりに携わりたいと思う人たちを増やすとともに、郷土愛の醸成にも繋げていきます。

方策3 まちづくりへの活用

本市における景観を活かしたまちづくりの取組みとして、地域住民と行政で取り組んだ、平滑川沿いの通称「ペリーロード」の景観整備があります。昭和の終わりから平成初期にかけ、地域住民と地元の建築家による「まちなみ景観の形成」が検討され、行政を巻き込みながら石畳舗装による修景舗装を実施しました。現在では、多くの人が訪れる本市の主要な観光地となりましたが、このきっかけが、住民主導による行政との協働の上で成立した、まさに官民連携の景観まちづくりだったのです。整備された「ペリーロード」沿いには、歴史的建造物を活用した飲食店等が軒を連ね、まちなみ景観の保全と活用の一役を担い、「良好な景観を形成」するなど、好循環が生まれています。

核となる「まちなみ景観」が整備されたことで、まちなみを活かしたイベントの開催による賑わいの創出や、景観に配慮した建物の改修及び活用、緑化活動など、市民団体や住民が主体となった景観まちづくりの活動も展開され、本市の「良好な景観の形成」に大きく貢献しています。今後は、このような取組が市内の各地域で展開されるよう、市民・事業者・行政の3者で取り組んでいきます。

方策4 活動の広報と共感化

今後、景観まちづくりの取組みの質を高め、市内の各地域で展開されるようになるためには、市内外に向けた本市の景観まちづくりに関する情報を発信し、本市の景観まちづくりの活動に共感し、あるいは協力してくる人の裾野を広げていくことが必要です。

発信の方法として、例えば、行政がただ単に公の広報媒体を使い発信するだけでなく、市民がSNS等を使い積極的に情報を発信していくことや、家族や友人との会話の中で、いわゆる口コミにより情報が発信されることで、情報を受け取る人にとっては、公の広報媒体よりも親しみやすく、有効な発信手段となります。こうした取組へとつながるよう、情報発信の方法について検討していきます。

「この景観を守っていききたい」、「この景観を活かしていききたい」という想いを人と共有していくことは、景観まちづくりを進めていく上でとても重要です。“共感”が新たな仲間を呼び、仲間との協働からより良い景観が形成され、結果的に私たちの暮らしを豊かに、居心地の良いものへと、好循環につながるはずです。そのためにも、本市の景観特性や景観まちづくりに関する活動などの情報を積極的に発信し、「共感の輪」を広げていきます。

第3章 景観形成の方針



本市の景観特性を鑑み、市域全域の基本となる景観形成方針を定めるとともに、地域性が異なる6地域の景観形成方針を定めます。なお、6地域の景観形成方針については、地域別景観ガイドライン(別冊)にて定めることとします。

1 市域全域の景観形成方針

市域全域共通の景観形成方針は、次のとおりです。

【1】共生してきた豊かな自然景観を守る

美しく連なった山々や、山々の谷筋から海へとそそぐ川、入り組んだ海岸線と白い砂浜を形成する海などの雄大な自然は、私たちがこの地に住む以前から形成され、その恵みと共に私たちの暮らしが脈々と受け継がれてきました。この豊かな自然からもたらされる恵みは私たちの生活の根底を支え、豊かな暮らしの成立と各地域における固有の文化を育んできました。これらは今を生きる私たちだけのものではなく、私たちの次の世代にも教授されるべき「ふるさと下田」の大切な資源です。この資源を未来へ確実に引き継いでいくため、豊かな自然景観を守り、活かす取組みを進めます。

【2】地域に残る受け継いできた歴史、文化を活かした景観を学び伝える

先人たちより受け継いできた歴史、文化は、まちなみや伝統行事として今日に残る大切な「景観資源」です。かつて先人たちも、そのまた前の先人たちからこの資源を受け継ぎ、今を生きる私たちに残してくれたはずです。今を生きる私たちは、これら受け継がれてきた資源が、なぜ時代を越えて受け継がれてきたのか。その意味をしっかりと学ばなければなりません。そして、次の世代に伝えていくため、今を生きる私たちには何ができるのか。何をしなければならないのか。市民1人1人が学ぶ必要があります。

受け継がれてきた歴史・文化資源を市民が広く学び、個々にそれぞれが取り組めるよう学ぶ機会を創出します。特に、次世代を担う子どもたちを対象に、学校教育における「景観学習プログラム(仮)」の検討を進め、学校教育現場におけるプログラムの実装に取り組みます。

【3】住んでいる人、訪れる人にとって居心地の良い景観を創り育てる

「良好な景観」の形成は、そこに居る人たちにとって「居心地の良い」景観となるはずです。下田に住む人や観光で訪れた人、仕事で来た人など、様々な人々が共存する中で誰しもが「居心地の良い」空間と感じられれば、そこに居られることに幸せを感じるのと同時に、「ここに住み続けたい」「また訪れたい」といった未来へ繋がる話もできることでしょう。

そのために、人が集える公共空間をどの人にとっても「居心地の良い」空間に、そして、そ

の公共空間に接している民家や商業施設、沿線・沿道なども一体となって「良好な景観」を創り、市民・事業者・行政の、本市に関わる全ての人と共に「居心地の良い」景観を育てていきます。

【4】受け継いできた景観を守り、新しい時代の景観を創っていく

本市では、それぞれの地域で特色のある景観が形成されてきました。自然や歴史、文化、人々の生活に関わるものなど、良好な景観を形成する要素は様々です。こうした景観特性を未来へ伝えていくことは、今を生きる私たちに課せられた大切な役割です。

下田市景観計画では、地区において特徴的な景観を有し、将来に向けて「重点的に景観配慮に取り組む必要がある地区」を「景観重点地区」と定め、その候補を示します。今後は、景観計画区域として設定した6地域ごとに「景観重点地区」の指定について検討を進め、地域における各地区の景観特性を踏まえた上で、良好な景観を維持していくための景観形成基準を検討していきます。

「景観重点地区」の指定に向けた景観特性の整理や、景観形成基準を検討する上では、その地域に住む市民や下田市景観まちづくり審議会作業部会などの専門家等が参加する話し合いの場を設け、これからの新しい時代に向けた市民・事業者・行政が求める景観まちづくりについて検討し、本市に関わる皆さんと共にルールづくり、良好な景観形成の推進を図ります。

【5】経験してきたことのない新しい課題や問題に対応していく

良好な景観を維持し、景観まちづくりを推進する上で、私たちは様々な課題や問題に直面しています。特に、社会の情勢や構造が大きく変化してきたことで、これまで経験したことのない新しい課題や問題に直面しています。

例えば、地域の景観形成に大きな役割を担ってきた地域コミュニティは、少子高齢化や人口減少により、良好な景観を維持する、あるいは良好な景観を継承する担い手が不足するという事態に陥っています。また、長引く不景気や都市部への人口流出などの様々な要因により、地方では空き家や空き地が増加し、まちなみ景観の喪失につながっています。さらに、今後想定されている南海トラフ地震などの大きな自然災害では、まちなみ景観の維持どころではなく、「まち」そのものが消失する危険性さえ含みます。

こうした状況に対処していくため、まずは景観の向上やこれに関連する歴史文化の継承、また空き家や防災対策等についてしっかりと向き合い、それらの原因について調査し、整理することから始めます。そして、原因を踏まえた上で、市民・事業者・行政など、本市に関わるすべての人と共有した上で話し合い、どのように進むべきか検討する場を設けていきます。特効薬はありませんが、皆さんと情報を共有し、話し合う場を持つことで少しずつ課題・問題解決の糸口が見えてくるかもしれません。そうした取組みをまずは行うことから始めていきます。

2 地域別の景観形成方針

地域別の景観形成方針については、今後、地域別景観ガイドラインの中で示します。
景観計画の別冊として、順次策定していきます。

■地域別景観ガイドラインの作成

- ・ 稲梓地域景観ガイドライン
- ・ 稲生沢地域景観ガイドライン
- ・ 下田・本郷地域景観ガイドライン
- ・ 白浜地域景観ガイドライン
- ・ 浜崎地域景観ガイドライン
- ・ 朝日地域景観ガイドライン

第4章 届出対象行為と景観形成基準

1 届出対象行為

景観計画区域内では、一定の行為についてあらかじめ届出が必要です。

届出を行う際には、事前に担当課へ相談を行う必要があります。

景観法第16条に基づく届出対象行為を、下記のとおり定めます。

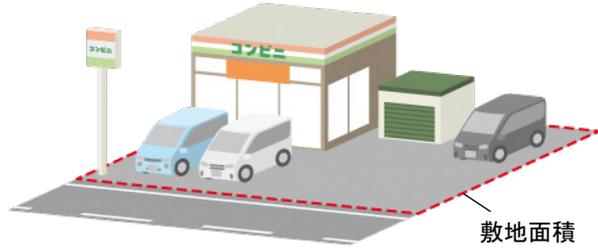
行為の種類		届出を要する規模
建築物	建築物(沿道型商業施設を除く)	高さ10m超又は延床面積300㎡超
	沿道型商業施設	敷地面積300㎡超又は延床面積150㎡超
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ15m超
	・送電鉄塔類	高さ15m超
	・煙突類	高さ6m超
	・記念塔類	高さ4m超
	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ8m超
	・エレベーター類、遊戯施設(コースター等)、製造施設、貯蔵施設類	高さ10m超又は築造面積300㎡超
	・擁壁	高さ2m超
	・法面、垣、柵、塀類	高さ2m超
	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員10m超又は高さ3m超
	・索道施設(ロープウェイ等)	高さ13m超
	・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ10m超又は設置面積300㎡超
開発行為・宅地造成		面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削 その他の土地の形質の変更		面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の合計1,000㎡超 又は堆積の高さ3m超

なお、将来的に地域別景観ガイドラインが策定され、各地域における届出対象行為が制定された場合は、それに基づき届出することとします。

○「建築物」は、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。)をするもので、表に示す規模を対象とする。



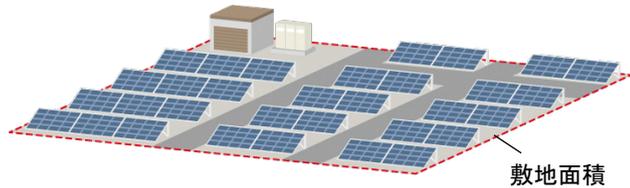
※「沿道型商業施設」とは、幹線道路の沿線に建築されるもので、飲食施設、量販店、複合商業施設、コンビニエンスストア、ペットショップ、ゲームセンター、パチンコ店その他の不特定多数の利用が見込まれる商業施設及び娯楽施設とする。
 なお、ここでいう「幹線道路」とは、P31～33 に示す景観重要公共施設の道路(指定済、指定候補を含む。)とする。



※「沿道型商業施設」の「敷地面積」とは、沿道型商業施設及び沿道型商業施設に付帯する比較的大規模な駐車場並びに倉庫類も含んだ一団の面積とする。

○「工作物」は、表中に示すものの新設、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。)をするもので、表に示す規模を対象とする。

※「工作物(太陽光発電設備・風力発電設備類)」の「設置面積」とは、太陽光発電設備・風力発電設備類及び附属施設、作業道等を含む一団の面積とする。



○「開発行為」は、都市計画法第4条第12項に規定する行為とする。

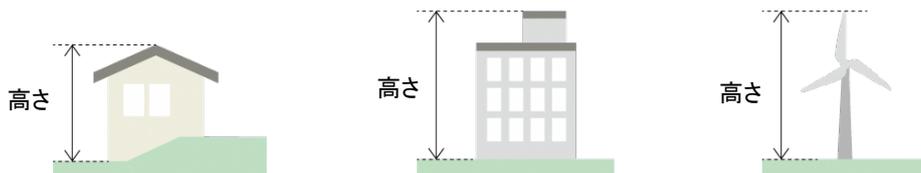
○「宅地造成」は、宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定するものとする。

○「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更」は、自然公園法第33条第1項第4号、第5号及び第6号に規定する届出の対象行為その他これらに類する行為とする。

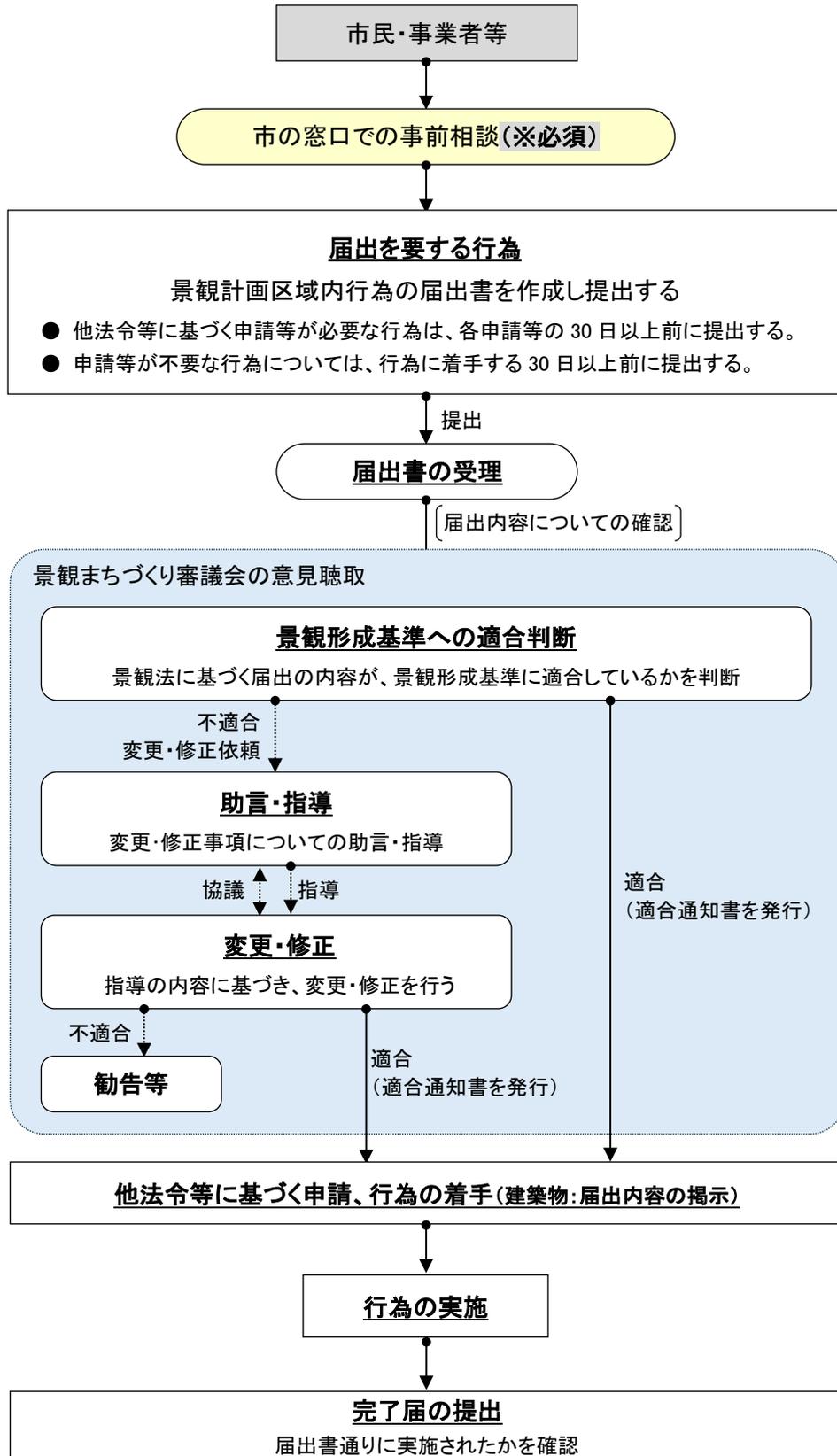
○「高さ」とは、傾斜地等を含む一団の敷地内において建設する建築物等が、地盤と接する場所の最も低い所から最も高い所までの高さとする。

※建築物の屋上部の塔屋又は建築物以外のもので壁面上の物がある場合は、高さを含むこととする。

※建築物等で動体部分を有する(風力発電施設等)場合は、動体部分(ブレード等)を含む最高位までを高さを含むこととする。



＜届出対象行為の手続の流れ＞



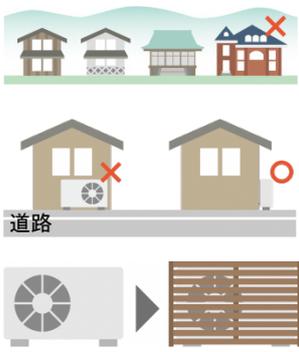
2 景観形成基準

景観形成基準は、建築物の建築、工作物の建設などの行為が、周辺の景観と調和するように、配慮すべき事項を定めます。

なお、地域別景観ガイドラインにおける地域ごとの届出対象行為及び景観形成基準制定後は、それに基づくこととします。

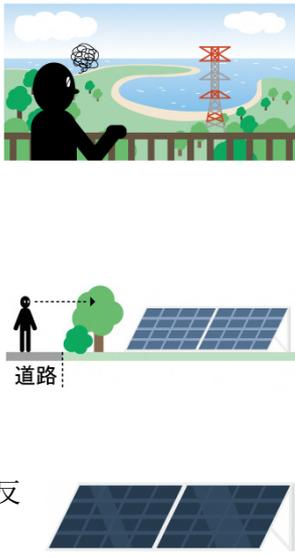
(1) 建築物の景観形成基準

※イラストは、あくまで一例です。

項目	景観形成基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山々やまちなみなどの周辺景観との調和に配慮した高さとする。 
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特長的な景観資源(自然、歴史、文化、人々の暮らしなど)を尊重し、調和のとれた形態・意匠とすること。 ・室外に設ける設備(太陽光発電設備・風力発電設備類を含む)などは、通りから目立たないよう配置を検討するか、植栽による目隠しや景観に配慮した囲いなどによる工夫をすること。 
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・通りから外観が見える部分(看板類を含む)は、周辺景観に調和した配色とすること。 
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地は、緑化を図ること。 

(2) 建築物以外の景観形成基準

※イラストは、あくまで一例です。

項目	景観形成基準
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り周辺への圧迫感や威圧感を与えず、周辺景観に調和したものとすること。 ・地域の特長的な景観資源(自然、歴史、文化、人々の暮らしなど)を阻害しないよう配慮すること。 ・周辺景観に配慮した配色とすること。 ・太陽光発電設備・風力発電設備類は、原則、公共の場所(公道・公園・浜辺・眺望点等)から見えないよう、植栽による目隠しや景観に配慮した囲いなどの措置を講じること。 ・太陽光発電設備・風力発電設備類の色彩は、低反射、低明度かつ低彩度のものを使用すること。 

開発行為・宅地造成	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木がある場合には、その保全及び活用又は代替緑化等の措置を講じること。 ・現状の形状を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び採取方法を工夫するとともに、敷地内の既存樹木の保全や緑化等の措置を講じること。 ・採取後及び採取中の景観が、周辺景観と調和するよう配慮すること。 ・採取後は周辺景観に配慮し、在来樹種等による緑化を行い、自然環境及び景観の復元を図ること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺景観に調和した配置とし、可能な限り高さを抑え、積み上げ方法等の工夫により配慮すること。 ・周辺から目立たないように、緑化等による工夫を施すこと。

■コラム「誰もが暮らしやすいまちにするためには」

「誰もが暮らしやすいまち」とは、どのようなまちでしょうか。例えば通りを歩くと、舗装が歩きやすく、また少し休憩できるベンチが置いてあれば、歩いたときに気持ち良く、暮らしやすさを感じられるでしょう。日常における何気ないモノが私たちの生活を充実させ、公共の場における充実度を高めてくれます。

しかし一方で、自分や自分の周りの暮らしやすさを追い求めるあまりに、他人の暮らしやすさについて考えが及ばない。あるいは、配慮が足りていないことに気づき、自らの行動を振り返る人はあまり多くないのではないのでしょうか。

毎年厳しさを増す夏の暑さや冬の寒さは、私たちの住環境に大きく影響しています。特にエアコン等の空調機の使用は、年間を通じて暮らしやすさの追求はもちろん、時には命の危険から私たちを守る重要なツールとなっています。この空調機からは、夏には室内の暑い空気を、冬には寒い空気を外に排出することで私たちの生活を豊かにしてくれていますが、一方で、この室外機から排出される排気のその行方について、皆さんは考えたことがあるのでしょうか。

整備された歩道でも、家々からの排気が直接当たるようなことがあれば、あまり良い気分ではないでしょうし、不快に思う人もいるでしょう。他にも、通りに張り出す看板や樹木、店舗の軒からはみ出すテントやベンチなども、他の人にとっては気分の良いモノではないかもしれません。

「誰もが暮らしやすいまち」とは、「ただルールを守っていればよい」ものではなく、ルールを守った上で、誰もが暮らしやすいように「みんなで考え取り組んでいくこと」だと思います。下田に住む私たち1人1人が考え取り組むことで、「誰もが暮らしやすいまち」が実現できるのではないのでしょうか。

第5章 景観重点地区の指定について

1 重点地区の指定について

本市における景観重点地区の指定は、特徴的な景観特性を持つ地区あるいは通りなどにおいて、地域住民と協議を行い、景観重点地区の指定をもって「良好な景観まちづくり」を推進していくとなった場合に指定していくこととします。

なお、景観重点地区の指定候補として、下記に示します。

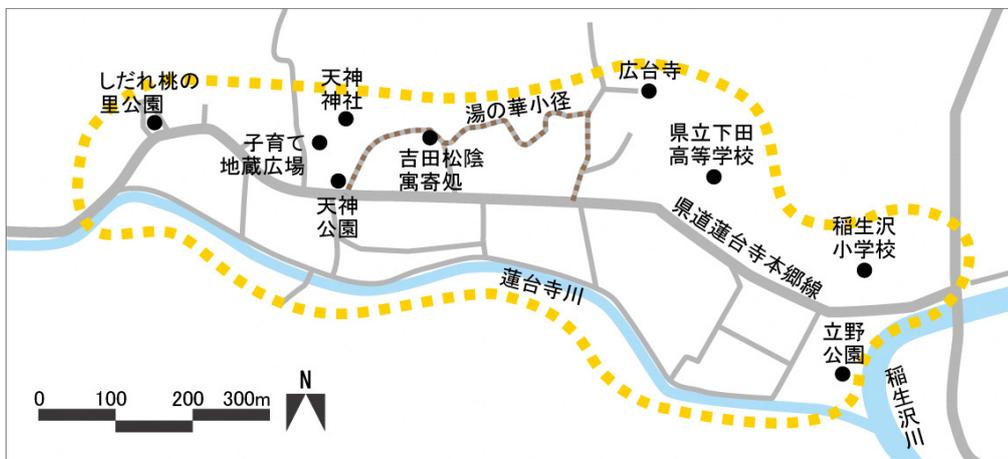
■ 指定候補

ペリーロード周辺地区



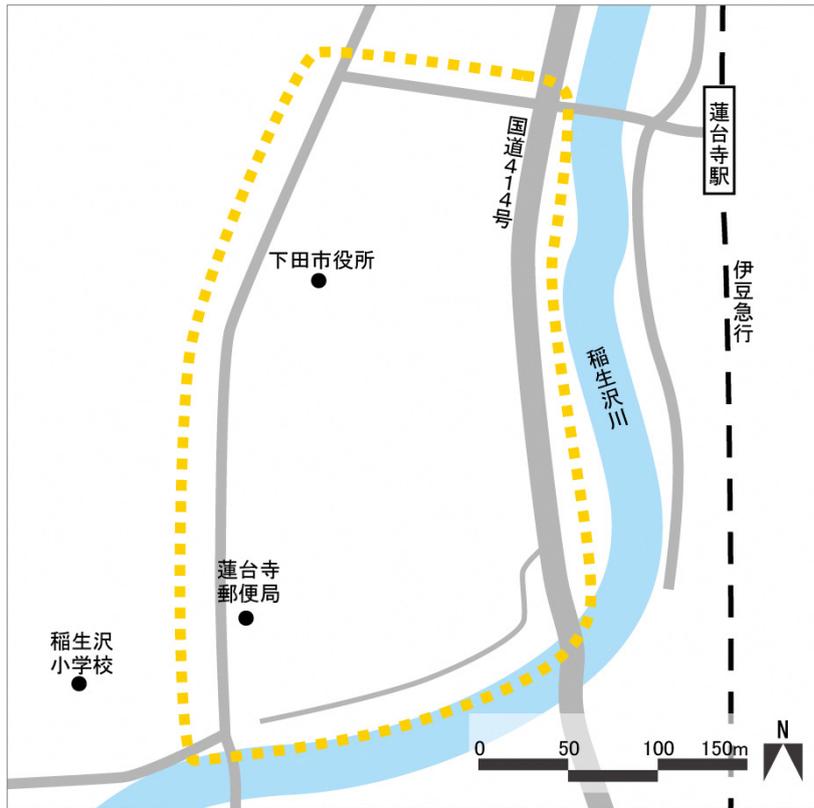
景観重点地区指定候補 ペリーロード周辺地区

蓮台寺周辺地区



景観重点地区指定候補 蓮台寺周辺地区

市役所周辺地区



景観重点地区指定候補 市役所周辺地区

中之瀬周辺地区



景観重点地区指定候補 中之瀬周辺地区

第6章 公共施設による景観づくり

1 公共施設における景観形成

公共施設は、市民の活動や触れ合いを生み出す貴重な場であるとともに、長期間にわたって存在し続け、また、不特定多数の人の目に触れる機会が多いことから、地域の景観を形成する上で極めて大きな役割を有しています。

公共施設とその周辺の建築物等が一体となった「良好な景観形成」を進めるため、景観形成上に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ)」や「占用等の許可の基準(同号ハ)」を定めることができます。

また、静岡県では、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(第4版 平成30年7月発行)を作成しており、国県道沿いのガードレールの設置箇所の特性に応じた防護柵の推奨色の設定や、里山地域での法面工などで素材の色をそのまま活かした工法(経年変化により周辺景観との調和を図る手法)を採用するなど、全県的に景観に配慮した公共事業の実施を推進しています。本市においても、「ふじのくに色彩・デザイン指針」に即した公共工事を実施するよう努め、公共施設の統一感と連続性を確保するよう配慮します。

2 景観重要公共施設の指定

令和7年3月時点で施設管理者との協議から、景観重要公共施設の指定をしているものは下記になります。

(1) 道路

① 県道 下田港線(都市計画道路 下田港横枕線(国道136号「下田五丁目」交差点～了仙寺前))

◇ 整備に関する事項

- ・ 国道136号から旧下田町内へ入る玄関口となることから、歴史的まちなみ景観を損なわないよう配慮する。特に、無電柱化の実施、街路灯やトランスの塗装はグレー系を採用し、車道及び歩道の舗装面については、アスファルト舗装による経年変化において周辺景観に調和することを目指す。



県道 下田港線 完成予想図
(※下田土木事務所提供)

◇ 占用許可等の基準

- ・ 工作物等の形態、意匠については、沿道のまちなみ景観と調和するよう、奇抜なデザインや色彩の選定を行わないようにする。

②ペリーロードを構成する下田市道

A. 市道七軒町川端通線
B. 市道坂下町川端通線
C. 市道坂下町同心町川端通線
D. 市道大工町川岸通線（起点～県道下田港線との交差点）

◇整備に関する事項

- ・景観重点地区候補であるペリーロードを構成する道路であることから、ペリーロードの持つ景観特性を阻害することなく、現況の石畳舗装を継続するほか、欄干や街路灯などの沿道に所在する工作物についても、現行の仕様を踏襲することを基本とし、仕様を変更する際には全体の景観形成と関連させ検討するよう配慮する。



ペリーロード

◇占用許可等の基準

- ・工作物等の形態、意匠については、沿道のまちなみ景観と調和するよう、奇抜なデザインや色彩の選定を行わないようにする。

(2) 都市公園

①下田公園

◇整備に関する事項

- ・平成20年(2008)9月に策定した「下田公園整備計画」における、各ゾーンの整備方針に沿った整備を行いつつ、整備の検討においては、各ゾーンが持つ景観特性や、ゾーン同士が隣接するエリアでの連続性も考慮した、周辺景観への配慮を検討する。

◇占用許可等の基準

- ・工作物等の形態、意匠については、下田公園の景観特性と調和するよう、奇抜なデザインや色彩の選定を行わないようにする。

3 景観重要公共施設の指定候補

景観重要公共施設の指定候補は、公共施設に応じて、その立地する周辺地域、地区との関係性を鑑み、景観重要公共施設への指定を進めていきます。

(1) 道路

- ①伊豆縦貫自動車道河津下田道路(下田市区域)
- ②国道135号
- ③国道136号



伊豆縦貫自動車道河津下田道路
建設予定地(箕作地区)
(※沼津国土河川事務所提供)

- ④国道 414 号
- ⑤県道下田港線(都市計画道路下田港横枕線(了仙寺前～下田公園下駐車場))
- ⑥県道下田松崎線
- ⑦県道須崎柿崎線
- ⑧県道下田南伊豆線
- ⑨市道敷根 1 号線(都市計画道路敷根公園線)
- ⑩市道下田駅前通線(都市計画道路下田駅前通線)
- ⑪市道平滑中島線(都市計画道路平滑中村線(市道平滑中島線起点～「中島橋」交差点))
- ⑫市道連尺町武ガ浜通線　みなと橋区間
- ⑬市道大川端通線
- ⑭市道大工町川端通線
- ⑮市道鶴島大浦線
- ⑯市道吉佐美大賀茂線
- ⑰市道吉佐美田牛線(国道 136 号「田牛入口」交差点～吉佐根隧道前)
- ⑱市道田牛海岸線
- ⑲市道蓮台寺山崎 1 号線
- ⑳市道藤原相玉 1 号線
- ㉑市道中学校裏門通
- ㉒市道春日山ノ一通線

(2) 港湾・漁港

- ①下田港
- ②大川端物挙場(下田港)
- ③まどが浜海遊公園(下田港)
- ④田牛漁港
- ⑤吉佐美漁港
- ⑥須崎漁港
- ⑦爪木崎漁港(九十浜・池ノ段)
- ⑧外浦漁港
- ⑨白浜漁港(長田・板見)



大川端物揚場

(3) 河川

- ①稲生沢川
- ②稲梓川
- ③須郷川
- ④平滑川(黒船橋～鶴島橋)
- ⑤敷根川



稲生沢川

(4) 都市公園

- ①本郷公園
- ②小山田公園
- ③中村中央公園
- ④中村東公園
- ⑤立野公園
- ⑥敷根公園
- ⑦ペリー上陸記念公園
- ⑧汐見台公園
- ⑨弁天橋ボードウォーク
- ⑩大工町プレイス
- ⑪しだれ桃の里公園
- ⑫天神公園
- ⑬子育て地藏広場



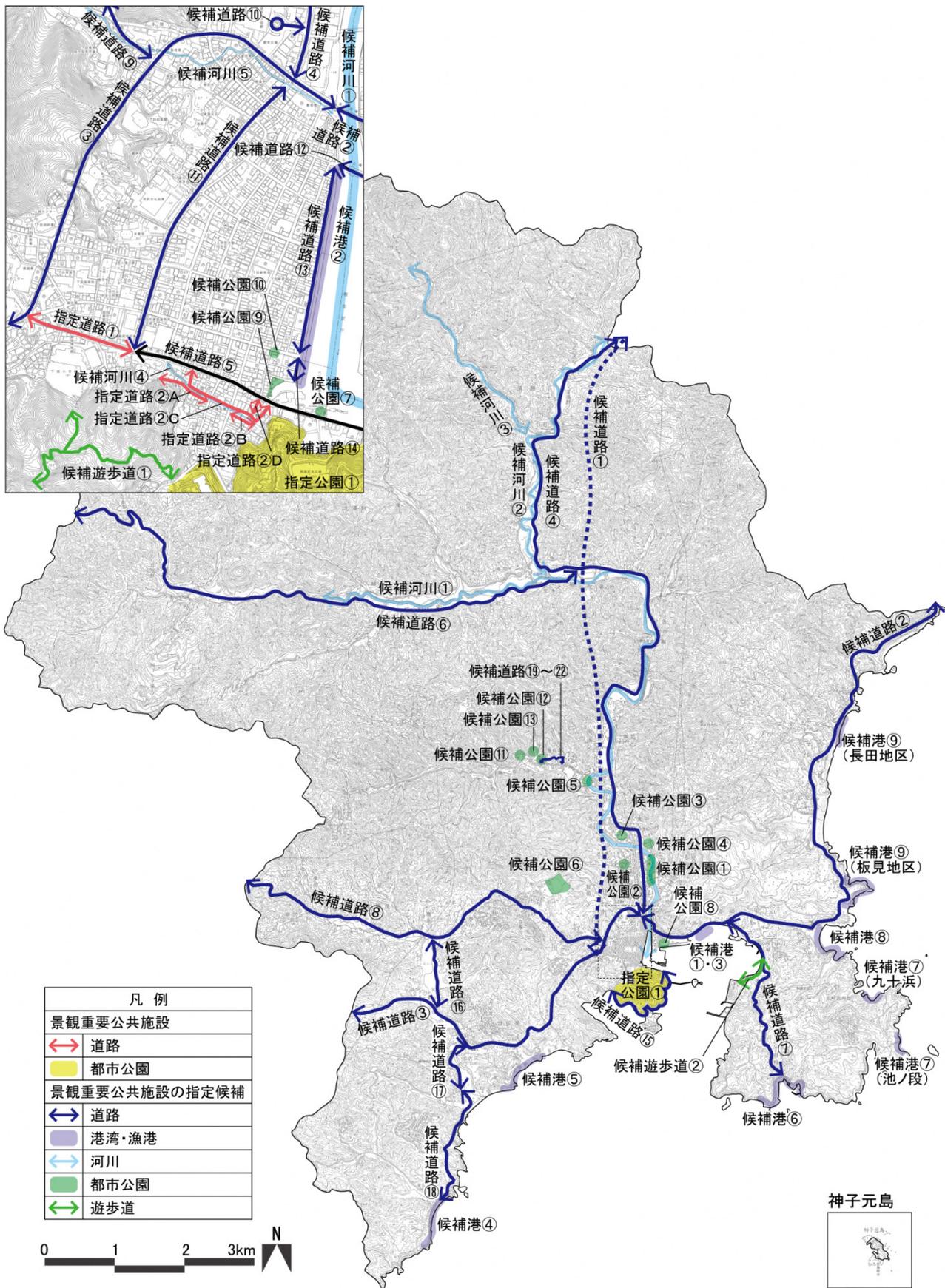
大工町プレイス

(5) 自然公園事業

- ①須崎線(須崎遊歩道)
- ②下田湊線(タライ岬遊歩道)

(6) 遊歩道

- ①春日山遊歩道
- ②ハリスの小径



景観重要公共施設の指定・候補の位置図

第7章 景観上重要な建造物や樹木等による景観づくり

1 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物の指定については、「下田まち遺産の認定・登録に関する要綱」において「下田登録まち遺産」に登録された建造物及び「下田市歴史的風致維持向上計画」において「下田市歴史的風致形成建造物」に指定された建造物とします。

■指定の基準

- ・「下田登録まち遺産」または「下田市歴史的風致形成建造物」に指定されている建造物。
- ・所有者等の同意、意向のある建造物。

■指定の方針

- ・歴史的まちなみ景観や集落内において、地域の景観特性を象徴している建造物。
- ・優れた景観特性を有し、地域のシンボリック存在から良好な景観を形成している建造物。
- ・地域住民等による維持や管理、それを活かしたまちづくり活動が積極的かつ継続的に行われている。または、今後予定されている建造物。

■指定後の措置の考え方

- ・指定後は、速やかに市民等へ公表し、その重要性を周知します。
- ・所有者等は、建造物の適正な維持・管理を行い、地域を象徴する建造物としての価値を高めます。
- ・所有者以外の市民や NPO 法人等の団体も、建造物の維持・管理や建造物を活かしたまちづくりに積極的に参加し、貢献します。
- ・行政は、所有者や建造物の適正な維持・管理・活用等に取り組む NPO 法人等の団体等に対して、助言や支援、修繕・改修・改善等への助成を行います。
- ・建造物の隣接地や一体となってまちなみを形成している場所で建築行為等を行う場合には、建造物が醸し出す地域の景観特性を損なうことがないように、建築物の素材、色彩、広告物の掲出方法など、建造物との調和に十分配慮します。
- ・景観重要建造物の視認性を高めるため、周辺の公共施設や電柱・サイン等の設置には十分な配慮を行います。

2 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木の指定については、「下田まち遺産の認定・登録に関する要綱」において「下田登録まち遺産」に登録されたもので、所有者等の同意、意向がある樹木とします。

■指定の基準

- ・「下田登録まち遺産」に指定されている樹木。
- ・所有者等の同意、意向のある樹木。

■指定の方針

- ・地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与している樹木。
- ・歴史的なまちなみや集落の景観構成要素として重要な樹木。
- ・故事、伝承にまつわる樹木で古くから地域住民に親しまれている樹木。
- ・街角などの視線を引き付ける景観形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進める上で重要な樹木。
- ・樹木の存在が市民や観光客に認識しやすく、下田の心象風景となっている。また、その可能性がある樹木。
- ・地域住民等による維持や管理、それを活かしたまちづくり活動が積極的かつ継続的に行われている。または、今後予定されている樹木。

■指定後の措置の考え方

- ・指定後は、速やかに市民等へ公表し、その重要性をPRします。
- ・所有者等は、樹木の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高めます。
- ・所有者以外の市民等やNPO法人等の団体も、樹木の維持・管理や樹木を活かしたまちづくりに積極的に参加し、貢献します。
- ・行政は、所有者や樹木の適正な管理等に取り組むNPO法人等の団体等に対して、助言や支援、維持・管理等への助成を行います。
- ・樹木の隣接地や一体となってまちなみを形成している場所で建築行為等を行う場合には、樹木が醸し出す地域の景観特性を損なうことがないように、建築物の素材、色彩、広告物の掲出方法など、樹木との調和に十分配慮します。
- ・景観重要樹木の視認性を高めるため、周辺の公共施設や電柱・サイン等の設置には十分な配慮を行います。

第8章 景観に配慮した屋外広告物に関する方針

1 市独自の屋外広告物条例の制定

道路沿いに設置された看板や、まちなみ景観を形成する沿道型商業施設が掲げる自家広告物は、それぞれがその地域や地区の景観を形成する重要な構成要素です。

本市では、これまで静岡県屋外広告物条例に基づいた規制誘導を進めています。今後は、各地域のガイドライン策定を踏まえ、地域の景観特性に合わせた屋外広告物のあり方を模索し、それらをまとめ、市独自の屋外広告物条例を制定することとします。

市独自条例の制定では、一般の屋外広告物に関する規定のほかに、地方公共団体が設置する公共広告物について、周辺景観との調和を図り、一般の屋外広告物の模範となるよう努めることも明記します。

2 屋外広告物の規制誘導の考え方

市独自の屋外広告物条例を制定する際には、「良好な景観」の形成を図り、地域の景観特性を阻害することがないように、次の基本的な考え方を踏まえて、基準を検討していきます。

<市独自の屋外広告物条例の考え方>

- ・できる限り集約して、コンパクトに掲出する。
- ・突出して大きなものは避け、周辺景観との調和を図る。
- ・屋外広告物の形態意匠や色彩は、掲出されている建築物や周辺景観と調和したものとする。
- ・複数の屋外広告物を設置する場合は、配置等に配慮する。
- ・良好な景観の形成を図るため、地区にふさわしい形状や掲出をしつつ、自然素材を活かし、過度な刺激的表現(電飾・音など)は控える。

■コラム「沿道景観における屋外広告物」

沿道景観を見ると、商業施設に掲示されている看板や、「目的地まであと〇〇km」などと書かれた案内看板が目に入ります。これらは地域によって条例やガイドラインなどに基づいた基準(ルール)の下に設置されています。では、なぜ基準(ルール)があるのでしょうか。

看板は、見る人に情報を伝える媒体です。内容を正確に伝えることが重要ですが、その看板の周囲や背景には、景色があります。

都市部の幹線道路では、商業施設が道路に面して整然と並び光景が広がるでしょう。また、郊外では農地の中で真っ直ぐに伸びる道と、その目線の先にある山々。これらの景色の中に、広告物が存在し、沿道景観を構成しているのです。

この沿道景観の中で、例えば面積が突出して大きい看板や、派手な色とピカピカの照明を使った看板があったとして、それらは周囲の景観と相まっているのでしょうか。もし次に看板を見る時には、ぜひそんな新たな視点で看板を見てみてください。

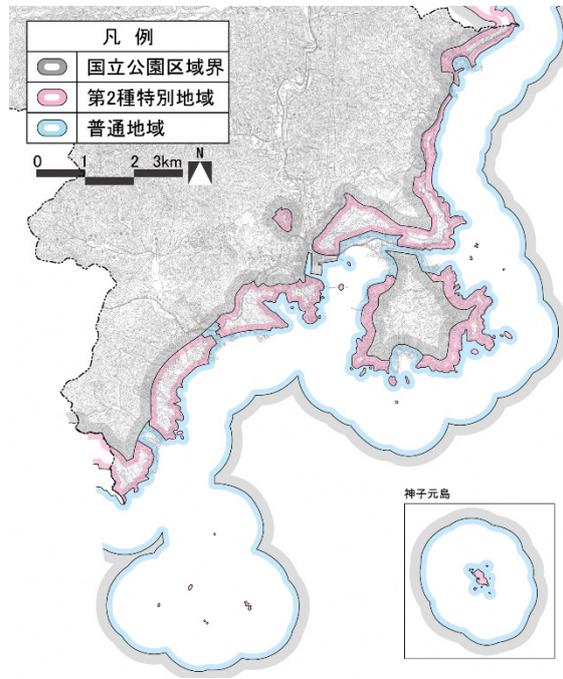
第9章 自然公園法の特例に関する事項

1 国立公園区域と隣接区域との連続的な景観形成の現状と課題

本市では、海岸線の多くが富士箱根伊豆国立公園の第2種特別地域、あるいは普通地域に指定されています。国立公園区域と隣接する地域は、地域や沿道景観としては一体であるものの、自然公園法の適用を受ける指定区域であるか否かで制約内容が大きく異なることから、指定区域の境界付近では、景観が大きく変化している場合もあります。

また、国立公園の指定区域内においても、第2種特別地域と普通地域では規制内容が大きく異なるため、これら2区域をまたがる幹線道路沿いでは、様々な高さや色彩、形状の建造物が建並ぶ場所も見られ、良好な景観形成に向けた課題の1つに挙げられます。

しかし、現状ではこれらを規制、あるいは誘導する基準等が設けられていないことから、課題解決に向けた取組が進んでいません。



国立公園区域図

※環境省 HP「富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域)区域及び公園計画図」を元に作図

2 今後の方針

こうした課題を踏まえ、富士箱根伊豆国立公園の特別地域については、緑豊かで美しい緑地景観の維持保全と後世への継承を図るため、建築物、工作物等の新增改築、屋外広告物の掲出、木竹の伐採、地形等の改変などの行為において、景観法第60条に定める自然公園法の特例制度を運用することができるよう検討していきます。



白浜大浜海水浴場

第10章 景観まちづくりの施策

良好な景観を形成し、基本目標(P23～25)を実現するため、多様な施策を実践します。

①地域において重要な景観資源の保全・継承

- ・地域の景観形成上、重要な景観資源については、維持管理、記録保存を行い、継承に向けた周知、活用方法を検討し、実施します。
- ・地域における「良好な景観」を形成する景観資源を眺めることができる視点場を抽出し、眺望景観の保全継承を図ります。
- ・景観資源の保全、継承のため、景観まちづくり活動に対する支援を継続的に行い、また、社会ニーズに応じた助成制度の拡充について検討を行います。

②地域別景観ガイドラインの策定

- ・地域の景観特性に合わせたきめ細かな景観まちづくりを進めるため、地域別の景観計画である「地域別景観ガイドライン」の策定を段階的に進めていきます。
- ・ガイドラインが策定された地域においては、ガイドラインに基づき建築物や工作物の誘導を行います。

③各種法令の活用

- ・景観重点地区については、より積極的に良好な景観を形成するため、地区での合意形成を図り、よりきめ細かく、確実に規制・誘導が可能な都市計画法に基づく景観地区や準景観地区の指定をめざします。
- ・地区の計画的な整備と良好な景観形成が同時に求められる地区については、地区計画を活用して、適切な景観誘導を図ります。また、高度地区や特別用途地区などを活用し、地域の課題に対応した景観誘導を図ります。

④景観に関するイベント等の開催

- ・景観ワークショップや景観学習(まち歩き等)、景観に関する講演会など、景観形成に関するイベントを企画・実施し、本市の景観まちづくりに関する市民意識の向上を図ります。

⑤景観まちづくりに関する啓発活動の実施

- ・下田の自然や歴史を来訪者に伝えるボランティアガイドへの支援を進めます。
- ・学校での景観に関する学習会などを授業に取り入れるなど、本市の景観を今後担っていく子どもたちへの啓発活動を実施します。
- ・市民や建築士をはじめとする事業者等を対象に、行為の制限に関する事項についての勉強会や啓発活動を実施し、理解を深めていきます。

⑥独自制度の創設

- ・景観まちづくりを進める上で、市民等が景観まちづくり活動の一員として、身近に取組め

る仕組みを創設します。

⑦行政における景観まちづくりへの総合展開

- ・良好な景観形成を進めていく上で、他分野の政策との連携を図りながら、総合的に景観まちづくりを進めていきます。

⑧景観まちづくりに関連する情報の発信

- ・平成 24 年から発行している本市の景観広報誌『下田まち遺産手帖』を継続して発行していきます。
- ・本市の公式 SNS を活用した情報発信についても取り組みます。

第 11 章 継続的な景観まちづくりの推進

1 市民・事業者・行政の役割

「良好な景観」を形成するため、市民・事業者・行政の3者が協力関係の下、継続的に景観まちづくりに取り組むとともに、各主体がそれぞれの景観形成への役割と責務を認識し、実行可能なことから取り組む必要があります。

(1) 市民の役割

市民(住民、学生、地域団体・NPO等)は、自分たちが「景観形成の主体」であることを意識し、市が実施する施策や事業に主体的に参加するとともに、生活する地域の「良好な景観形成」のあり方を考えていきます。

また、身近なところで取組める景観配慮(周辺景観に調和した家屋の色彩配慮、道路や公園等の公共空間に面した敷地内の清掃活動など)を、個々の生活で行うよう努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動が地域の景観形成に影響を与えるものであることを十分認識し、「良好な景観の形成」に関する施策や事業に積極的に協力します。

また、事業者が所有、あるいは計画する建築物や工作物等は、周辺景観と調和した意匠とするなど、本市や地域の「良好な景観の形成」に貢献します。

(3) 行政の役割

市民・事業者・行政による「良好な景観の形成」が的確に推進されるよう、市民や事業者の取組みを支援し、多様な情報の発信、あるいは人材の育成に取り組めます。

施策の実施においては、市民や事業者の意向や考えを把握する機会を設け、十分に反映できるように努めます。また、公共施設(道路、河川、公園等の公共施設及び公共建築物等)の整備を行う場合、地域における「良好な景観の形成」に向けたモデルとなるよう努めます。

また、本計画に基づく施策に取り組むとともに、本計画の普及啓発に努めます。

2 継続的な景観まちづくりの取組

「良好な景観の形成」を目指し、継続的な景観まちづくりを進めるため、以下の取組を実行します。

(1) 継続的な景観まちづくりの検討

より良い景観まちづくりを推進するため、継続的に諸課題の解決に向けた検討を行います。特に、現在設置されている下田市景観まちづくり審議会作業部会を中心に、他市町の先進事例の研究や、本市で取り組むべき事業の検討を行い、各種事業を充実させていきます。

(2) 計画の見直し

今後予定されている地域別景観ガイドラインの策定が終了した際には、ガイドラインの内容を踏まえ、景観計画の見直しを実施することとします。

また、社会情勢の変化等により、見直しが必要となる場合は、下田市景観まちづくり審議会等の審議を踏まえ計画の見直しを実施します。

(3) 景観まちづくり事業の普及・啓発

継続的な景観まちづくりの推進を図るため、景観まちづくり事業の普及・啓発を行います。これまで継続的に刊行してきた景観広報誌『下田まち遺産手帖』に引き続き取り組むとともに、学校教育での景観教育で活用する「景観学習メニュー」の検討・開発を行います。

また、「景観まちづくり」について学ぶ講座や講演会等を企画、開催します。

3 良好な景観の形成に向けた体制整備

景観まちづくりを推進するため、専門家の助言や参画、市民や市民活動団体等による景観まちづくり活動への参加などにより、市民・事業者・行政の協働による推進体制を整備します。

(1) 下田市景観まちづくり審議会の継続的な設置

本市の景観まちづくり行政における審議機関である下田市景観まちづくり審議会について、今後も継続的に設置します。

(2) 国、県、周辺市町との連携

景観を構成する要素として、公共空間の役割が大きいことから、道路や河川などの公共施設について、周辺景観に十分配慮したものとなるよう、国や県との連携を図ります。

また、市民や事業者の景観まちづくりに関する活動を支援するため、国や県の制度の活用を努めます。

(3) 庁内関係部署の連携の強化

景観まちづくりに関する施策は多岐に渡り、庁内において関係する部署も数多くあることから、関係部署が連携し、自然環境の保全や良好な景観の形成に配慮しながら事業を推進します。

(4) 景観整備機構の指定

市民などの主体的な活動の支援をはじめ、景観まちづくり行政の一部を担う団体として、地域において景観に関する取組みを行っているNPO法人や公益法人について、景観法に基づく「景観整備機構」として公的に位置付けます。

<景観整備機構指定状況>

平成28年4月1日指定 特定非営利活動法人くらしまち継承機構

終わりに



平成 21 年(2009)に策定した「下田市景観計画」では、冒頭にこのように述べています。

「下田には、白い砂浜、緑豊かな山々、清らかな川の流れなどの美しい自然があります。昔ながらの情緒あふれる温泉場、幕末から近代にかけての歴史や伝統を感じさせるまちなみや建造物、開国にまつわる名所・史跡、地域の歴史や文化を伝える祭りなども数多く残っています。しかし、私たちはそれらを当たり前の光景として、特別に意識していませんでした。その結果、下田を象徴する建物であった旧下田小学校を始め、多くの美しい建物が解体されてしまいました。同じように、昔に比べると、「海や川が汚くなった」、「山の自然が荒れてきている」、と言った声も数多く聞かれます。このような下田を象徴する建造物や、豊かな自然などのすばらしい貴重な資源が失われていくことについて、今、下田に携わるすべての人が、真剣に考え、維持と保存に取り組んでいくことが必要なのではないのでしょうか。」

計画策定から 15 年が経過し、景観まちづくりについて進んだ部分とそうでない部分とあると思います。この事実をしっかりとして受け止め、反省し、次に活かしていかなければなりません。しかし、その反省をする中で、これまでも、そしてこれからも大事にしていくもの。それは、下田に住む人も、それから下田を訪れる人も、いろいろな人にとって、この「下田」が居心地良く、「住みたい」「訪れたい」と思える場所であることです。そのために、前回の計画では「下田まち遺産」という考え方を提唱し、広く皆さんに周知してきました。

これから先、この「下田まち遺産」はもちろん、先に述べたように「住む」人も「訪れる」人にとっても良いまち“下田”を目指していきませんか。そのためには、「下田の景観」、「まちづくり」に対して皆さんで話し合い、同じ方向に向かって歩み始めなければなりません。

今回の計画改訂では、根本となる考え方について、これまでの計画から大きく変えてはいません。しかし、その考え方の先に何をするのか。どういう取り組みをしていくのかについては、考え方や方向性を表しました。

より良い下田のまちを創造していくために、市民・事業者・行政の 3 者で共に歩んでいきましょう。これまで受け継いできた「下田の景観」を未来へ伝えていくために。



目次

(1) 地形	P51
(2) 地質	P54
(3) 気候	P55
(4) 下田の祭り	P56
(5) 下田の年表	P57
(6) 文化財	P60

(1)地形

地形は、大部分が起伏に富んだ山地です。稲生沢川^{いのうざわがわ}と稲梓川^{いなすき}合流点付近より上流部の稲梓地域には、砂礫^{きれき}で構成される河岸段丘^{かがんだんきゅう}※1が形成され、稲生沢地域や下田・本郷地域といった下流部には、砂礫や砂泥で覆われる谷底平野^{こくてい}※2、浜崎地域や白浜地域では台地及び丘陵地が形成されています。

市域を流れる代表的な河川は、稲生沢川です。稲生沢川は、下田市加増野の婆娑羅山（標高608m）に源を発し、支川と合流しながら市域をほぼ真東に貫き、稲梓川と合流した後に進路をほぼ真南に変え、蓮台寺川と合流して下田港へ注いでいます。

また、海岸線には9つの海水浴場があります。

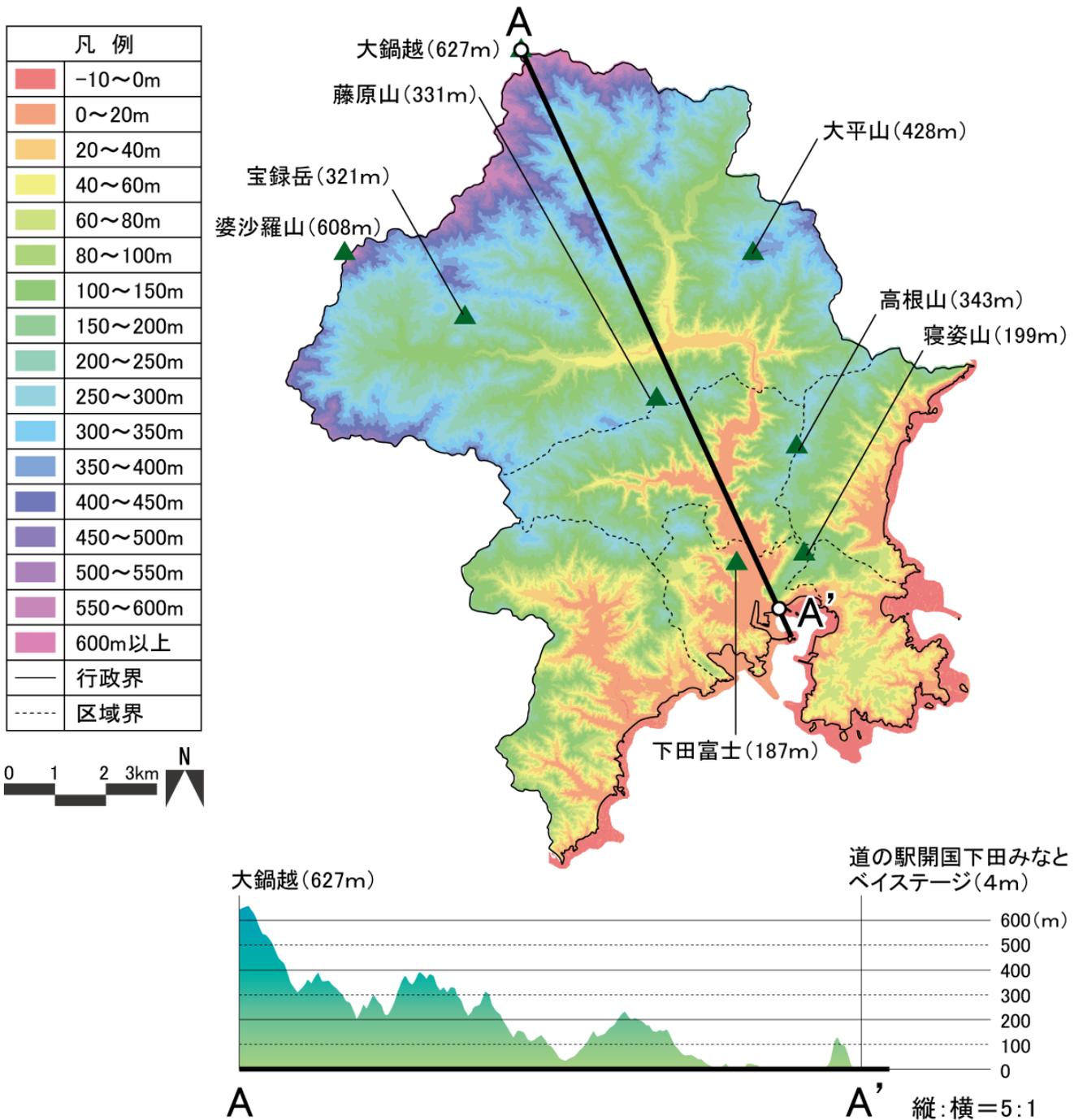


地形分類及び河川位図

※1 川より高く平らな形で残った平坦面(段丘面)と削られてできた崖(段丘崖)からなる階段状の地形。

※2 上流部から運ばれた土砂が堆積し、山地の間を埋めた比較的幅の広い平坦な土地。

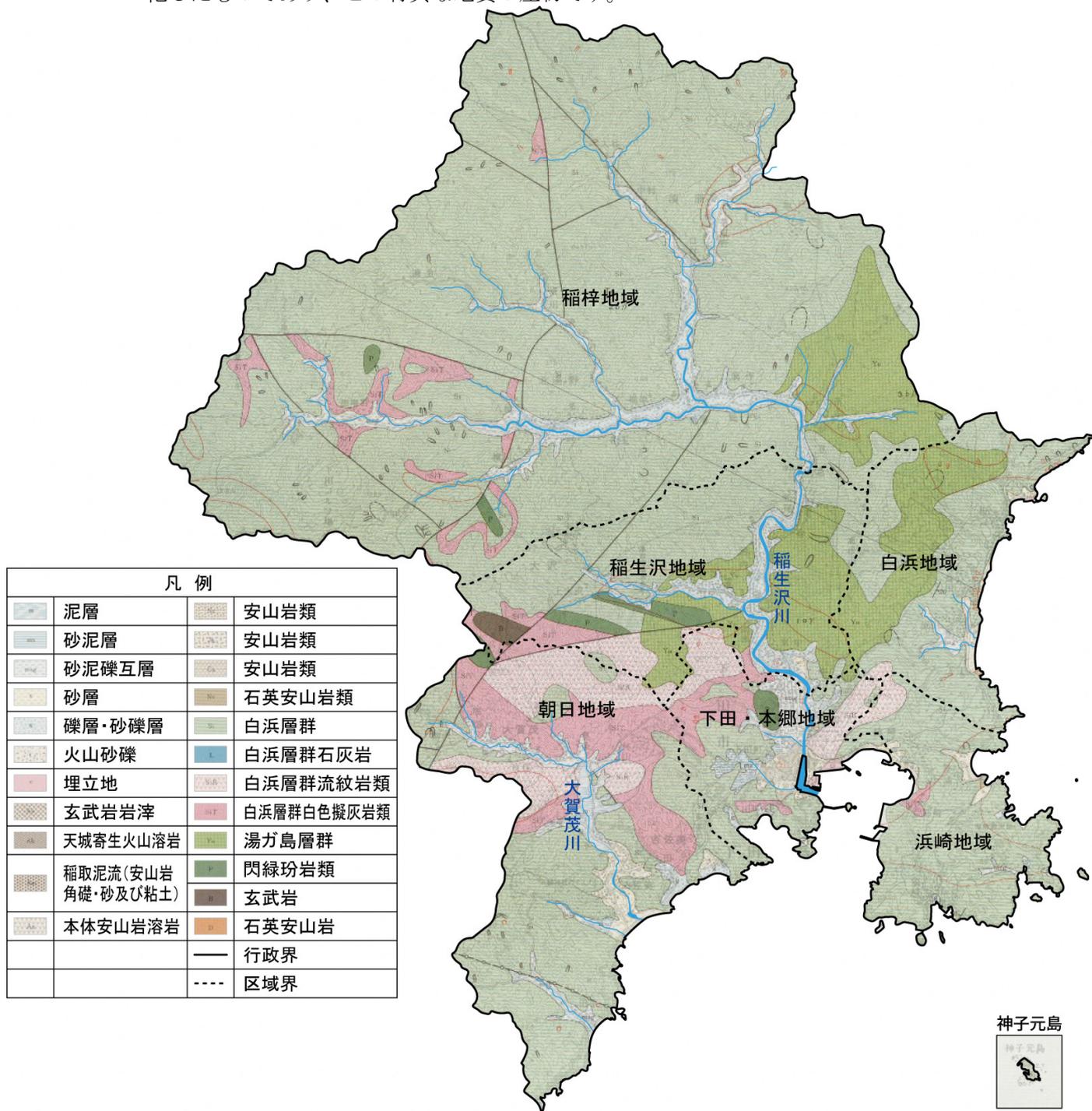
標高は、北西部の市境が最も高く、600m以上あり、南部の下田湾周辺に広がる市街地は3m程です。市域の標高差は600m以上に及びます。下田港の背後にそびえたつ下田富士(187m)と寝姿山(199m)は、はるか昔に活動を終えた海底火山が伊豆と本州の衝突とともに隆起・浸食され、火山の中心にあったマグマの通り道が姿を現したもの(火山の根)で、特異な地形を有しています。



標高図と標高断面図

(2)地質

地質は、伊豆半島が海底火山であった時代の火山性堆積物から成る白浜層群や湯ガ島層群が大部分を占めており、稲生沢川や大賀茂川等の河川沿岸流域には、泥層から礫層・砂礫層までの未固結堆積物が分布し、沖積平野^{※3}を形成しています。伊豆半島南部で採掘される「伊豆石」は、火山灰や軽石が降り積もった火山性堆積物が長い年月をかけて凝灰岩へと変化したものであり、この特異な地質の産物です。



表層地質図

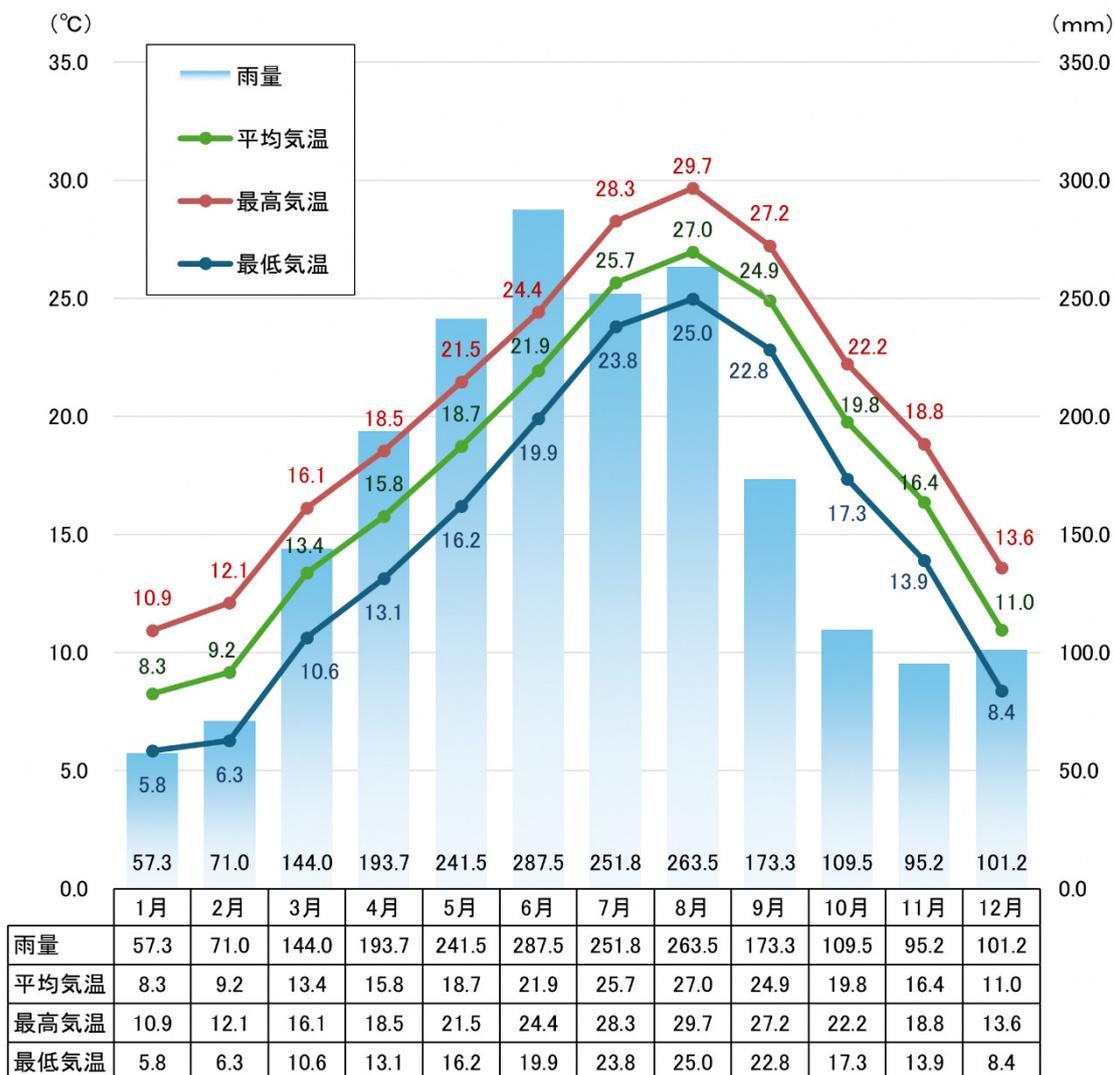
※3 河川による侵食や土砂の運搬・堆積などの作用によって形成される平野の一種。



(3)気候

下田市は、黒潮が流れる太平洋に面しているため、年平均気温は約 17℃と比較的温暖な気候で、真冬でも降雪はほとんどありません。最も乾燥した月は1月で 57.3mm、最も降水量が高いのが6月で 287.5mm、年間降水量は 1,989.5mm と豊富です。

このような気候と地形条件により、様々な草花や果樹が生育しています。



月別気象状況（令和3年（2021）～令和5年（2023）の過去3年間の平均）

出典：気象庁ホームページ

(4)下田の祭り

下田市では、年間を通して各種催事が行われています。地区の寺社に伝わる伝統行事や、観光まちづくりとして始まったイベントが定着したものなど、その内容は様々です。

これらは下田全体の年中行事として季節の到来を市民の皆さんに知らせ、また年に1度の伝統行事では、地区の住民が一同に介して執り行われるなど、地域のコミュニティ醸成に欠かせない要素となっています。

また、これまで“海”＝海水浴のイメージが強く、下田の観光にとって課題であった「通年型観光」（1年を通じて、住民の日常生活の中に、観光で訪れた人が存在する関係性）を考える上でも、各地域・地区で行われている催事や伝統行事は、重要な要素となります。

一方、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない状態から、こうした催事や伝統行事の担い手不足、高齢化も課題となっており、下田の各時期の年中行事となってきた催事の継続性、伝統文化の伝承など、様々な課題を抱えているのが現状です。

開催時期	催事名	来訪者数(R5推計)	備考
5月の第3土曜日を含む、 金曜日～日曜日の3日間	黒船祭	203,200人	
6月1～30日	あじさい祭	106,200人	
8月11日	山随権現祭幡廻し	未集計	市指定文化財
8月14～15日	下田八幡神社例大祭 (太鼓祭)	150,000人	
10月29日	三番叟 (白濱神社例大祭)	未集計	市指定文化財
12月下旬～1月下旬	水仙まつり	140,000人	
2月11日	鬼射	未集計	市指定文化財

(5)下田の年表

年代	西暦	事項
天武天皇9	680	7月 駿河の2郡をわけ、伊豆国とする。
大宝元	701	伊豆に田方・那賀・賀茂の3郡が置かれる。
嘉禄1	1225	白濱神社に若宮御正体が奉納される。
応永6	1399	下田八幡神社に、鰐口奉納される。(下田村の初見)
延徳3	1491	北条早雲が深根城を取り囲んだ。
天正16	1588	後北条氏、豊臣方水軍の東征に備えて下田城を築く。
天正18	1590	3月上旬 豊臣方水軍、下田城へ押し寄せる。
		4月下旬 下田開城、城将清水康英は河津林際寺へ身を寄せる。
		7月 小田原開城、後北条氏滅亡、秀吉の天下になる。
		8月 家康旗下、戸田忠次、下田五千石の領主となる。
慶長11	1606	大久保石見守長安が伊豆の金山奉行となる。
元和元	1615	家康、大坂夏の陣に備え今村伝四郎に下田警備を命ずる。
元和2	1616	初代下田奉行今村彦兵衛、須崎に遠見番所を置く。
元和9	1623	大浦に遠見番所が移る。
寛永12	1635	今村伝四郎正長、了仙寺創建。
寛永13	1636	大浦の御番所を改築し船改番所とし、上下の廻船を検問する。
正保2	1645	今村伝四郎正長、武ガ浜浪除けを普請。
享保6	1721	2月 御番所が浦賀に移り、下田奉行が廃止。
寛政5	1793	3月 松平定信、伊豆海防見分、谷文晁『公余探勝図』。
天保13	1842	12月 下田奉行再置。奉行に浦賀奉行小笠原加賀守任ぜらる。
天保14	1843	4月 幕府は州佐里崎・狼煙崎、沼津藩は三穂ヶ崎に御台場築造。 9月 下田町書役、平井平次郎『下田年中行事』87巻完成。
弘化元	1844	2月 下田奉行は、二代土岐丹波守をもって廃止。
嘉永6	1853	6月3日 ペリー、浦賀に来航。 7月18日 プチャーチン、長崎に来航。
嘉永7	1854	1月12日 ペリー、軍艦9隻で浦賀へ再来航。 3月3日 日米和親条約12ヶ条、神奈川で締結、下田開港。 3月18日からペリー艦隊7隻、順次下田来航。 3月22日 下田奉行再々置、初代奉行に都築駿河守、井上信濃守。(宝福寺、稲田寺が仮奉行所となる。) 3月24日 ペリー、上陸して了仙寺で饗応を受ける。 3月27日 吉田松陰「踏海の企て」、柿崎弁天島より漕ぎ出すも失敗。 5月22日 日米和親条約付録下田条約13ヶ条を了仙寺で調印、欠乏品の供給。 6月1日 ペリー、目的を達して下田を去る。 10月15日 プチャーチン、ディアナ号で下田に入港。

年代	西暦	事項
嘉永7	1854	11月3日 第1回日露交渉、福泉寺で行う。
		11月4日 大地震・大津波で下田は壊滅状態、ディアナ号大破。
安政元	1854	11月27日 「嘉永」から「安政」へと改元。
		12月21日 日露和親条約9ヶ条と付録4ヶ条を長楽寺で締結。
安政2	1855	3月 プチャーチン、ヘダ号で帰国。
		12月 下田奉行所、中村に完成。
安政3	1856	7月21日 ハリス、駐日総領事として下田来航。
		7月25日 ハリス、御用所で饗応を受ける。日米双方11人ずつ列席。
		8月5日 ハリス、玉泉寺入り、玉泉寺は日本最初の米国総領事館となる。
安政4	1857	5月22日 お吉、玉泉寺へ支度金25両で出仕。
		5月26日 下田協約が締結される。(日米貨幣交換比率改定)
		10月7日 ハリス、下田を発ち天城・箱根を越えて江戸へ。
安政5	1858	6月19日 日米修好通商条約、ポーハタン号艦上で締結。
安政6	1859	5月2日 横浜開港、ハリス下田を去り、玉泉寺領事館閉鎖。
		12月 下田開港場と奉行所が閉鎖。
文久2	1862	下岡蓮杖、横浜野毛に写真館を開く。
明治1	1868	伊豆は菰山県と一部菊間藩などの支配となる。
明治3	1870	11月 神子元島灯台点灯。
明治4	1871	伊豆は全て足柄県の管轄となる。
明治9	1876	足柄県が廃止され、伊豆は静岡県に編入される。
明治22	1889	市町村制施行により下田町、稲梓村、稲生沢村、浜崎村、朝日村となる。
明治29	1896	浜崎村から白浜村が分離し、下田町、稲梓村、稲生沢村・浜崎村、朝日村、白浜村となる。
昭和9	1934	4月 開港80周年記念、第1回黒船祭。
昭和30	1955	6か町村が合併し、下田町となる。
昭和36	1961	12月 伊豆急行、伊東一下田間開通。
昭和46	1971	1月 下田市制施行。
		11月 須崎御用邸完成。
昭和49	1974	5月9日 伊豆半島沖地震で被害を受ける。
昭和54	1979	6月 カーター米国大統領、下田でタウンミーティング。
昭和56	1981	北方領土返還第1回下田集会在開かれる。
昭和62	1987	下田船渠(下田ドック)の解散。
平成3	1991	集中豪雨で稲梓の落合などに大きな被害がでる。
平成6	1994	「ペリーロード」が、第7回静岡県都市景観賞で最優秀賞(静岡県知事賞)を受賞。
平成10	1998	「大賀茂川ボードウォーク」が、第11回静岡県都市景観賞で優秀賞(静岡県建築士会賞)を受賞。
平成11	1999	ベイ・ステージ下田ができる。
平成15	2003	ベイ・ステージ下田が「道の駅」に登録され、道の駅「開国下田みなと」とし

年代	西暦	事項
		てオープンする。
平成 17	2005	「ペリー上陸記念公園」が、第 18 回静岡県都市景観賞で優秀賞(静岡県建築住宅まちづくりセンター賞)を受賞。
平成 19	2007	景観行政団体の指定
平成 21	2009	下田市景観計画策定
平成 30	2018	下田市歴史的風致維持向上計画 認定
令和4	2022	「大工町プレイス・弁天橋ボードウォーク」が、第 15 回静岡県景観賞で優秀賞(日本造園建設業協会静岡県支部賞)を受賞。
令和5	2023	伊豆縦貫自動車道河津下田道路(下田市区域) 都市計画決定
令和6	2024	下田市役所河内庁舎 部分開庁

(6)文化財

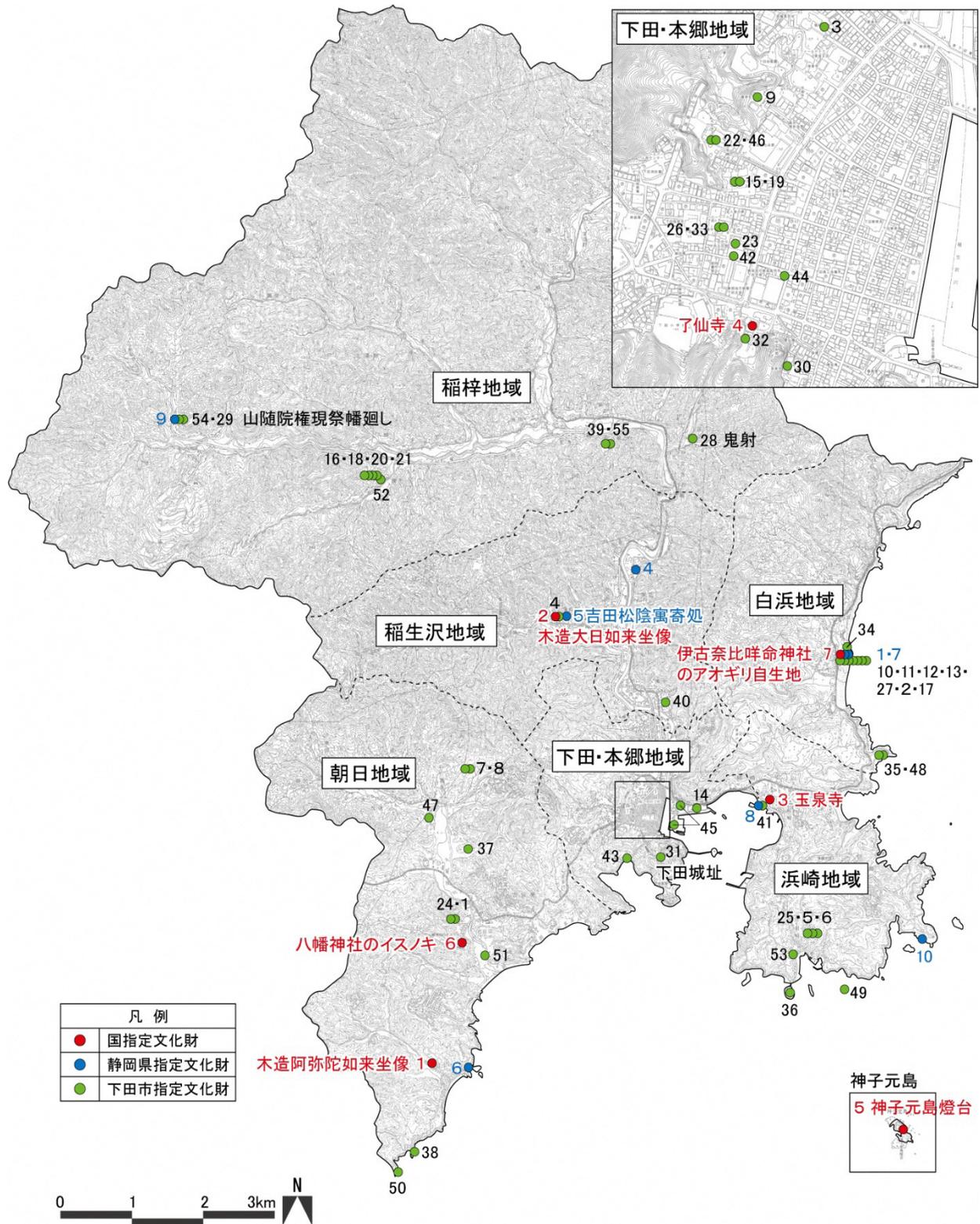
下田市には数多くの文化財が残っています。国指定文化財は7件あり、彫刻2件、史跡3件、天然記念物2件となっています。

県指定文化財は10件あり、工芸品3件、建造物1件、史跡1件、天然記念物5件を指定しています。

市指定文化財は56件あり、彫刻8件、工芸品5件、書籍1件、古文書7件、歴史資料2件、有形民俗文化財3件、無形民俗文化財3件、史跡19件、名勝2件、天然記念物6件を指定しています。(平成30年4月3日時点)

表 指定文化財件数

	類型	国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	彫刻	2		8	10
	工芸品		3	5	8
	書籍			1	1
	古文書			7	7
	歴史資料			2	2
	建造物		1		1
民俗文化財	有形民俗文化財			3	3
	無形民俗文化財			3	3
記念物	史跡	3	1	19	23
	名勝			2	2
	天然記念物	2	5	6	13
合計		7	10	56	73



文化財位置図

①国指定文化財

国指定文化財一覧

種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
1 重要文化財・彫刻	木造阿弥陀如来坐像	長谷寺	大正 8 年 4 月 12 日	下田市田牛(長谷寺)
2 重要文化財・彫刻	木造大日如来坐像	天神神社	大正 9 年 4 月 15 日	下田市蓮台寺 (天神神社)
3 史跡	玉泉寺	玉泉寺	昭和 26 年 6 月 9 日	下田市柿崎(玉泉寺)
4 史跡	了仙寺	了仙寺	昭和 26 年 6 月 9 日	下田市 3 丁目(了仙寺)
5 史跡	神子元島燈台	国土交通省	昭和 44 年 7 月 25 日	下田市神子元島
6 天然記念物	八幡神社のイスノキ	八幡神社	昭和 16 年 2 月 28 日	下田市吉佐美 (八幡神社)
7 天然記念物	伊古奈比咩命神社の アオギリ自生地	白濱神社	昭和 20 年 2 月 22 日	下田市白浜(白濱神社)

②県指定文化財

県指定文化財一覧

種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
1 工芸品	鰐口	白濱神社	昭和 31 年 10 月 17 日	下田市白浜(白濱神社)
2 工芸品	鰐口 (応永三十年の陰刻銘あり)	個人	平成 30 年 4 月 3 日	下田市
3 工芸品	鰐口 (応永二十八年の陰刻銘あり)	地区自治会	平成 30 年 4 月 3 日	下田市
4 建造物	河内の宝篋印塔	重福院	昭和 63 年 3 月 18 日	下田市河内(重福院)
5 史跡	吉田松陰寓寄処	下田市・ 私有地	昭和 16 年 10 月 27 日	下田市蓮台寺
6 天然記念物	田牛ハマオモト自生地	私有地	平成 27 年 4 月 1 日	田牛海後ノ浜
7 天然記念物	白濱神社のビャクシン樹林	白濱神社	昭和 44 年 5 月 30 日	下田市白浜 (白濱神社)
8 天然記念物	偽層理	三島神社・ 鷺島神社	昭和 54 年 11 月 19 日	下田市柿崎 弁天島
9 天然記念物	報本寺のオガタマノキ	報本寺	昭和 57 年 11 月 26 日	下田市加増野 (報本寺)
10 天然記念物	爪木崎の柱状節理	<small>すぎき</small> 須崎区	昭和 57 年 11 月 26 日	下田市須崎

③市指定文化財

市指定文化財一覧

種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
1 彫刻	不動明王坐像	宝徳院	昭和 56 年 8 月 7 日	下田市吉佐美 (宝徳院)
2 彫刻	薬師如来坐像	白濱神社	昭和 56 年 8 月 7 日	下田市白浜 (白濱神社)

種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
3 彫刻	阿弥陀如来坐像	稲田寺	昭和56年 8月7日	下田市1丁目 (稲田寺)
4 彫刻	四天王像	天神神社	昭和56年 8月7日	下田市蓮台寺 (天神社)
5 彫刻	観音菩薩立像	観音寺	昭和56年 8月7日	下田市須崎 (観音寺)
6 彫刻	薬師如来坐像	観音寺	昭和56年 8月7日	下田市須崎 (観音寺)
7 彫刻	薬師如来坐像	曹洞院	平成12年 8月30日	下田市大賀茂 (曹洞院)
8 彫刻	二天立像	曹洞院	平成13年 9月4日	下田市大賀茂 (曹洞院)
9 工芸品	鰐口	八幡神社	昭和44年 4月25日	下田市1丁目 (八幡神社)
10 工芸品	御正躰(懸仏)	白濱神社	昭和56年 8月7日	下田市白浜 (白濱神社)
11 工芸品	水草双鳥鏡	白濱神社	昭和56年 8月7日	下田市白浜 (白濱神社)
12 工芸品	亀甲地双雀鏡	白濱神社	昭和56年 8月7日	下田市白浜 (白濱神社)
13 工芸品	山吹双鳥鏡	白濱神社	昭和56年 8月7日	下田市白浜 (白濱神社)
14 書籍	下田年中行事	下田市	昭和44年 4月25日	下田市4丁目
15 古文書	北条家寺中安堵朱印状	本覚寺	昭和60年 12月23日	下田市4丁目 (本覚寺)
16 古文書	北条家寺中安堵朱印状	太梅寺	昭和60年 12月23日	下田市横川 (太梅寺)
17 古文書	佐野北条氏忠朱印状	白濱神社	昭和60年 12月23日	下田市白浜 (白濱神社)
18 古文書	吉田泰盛寺領朱印状	太梅寺	昭和60年 12月23日	下田市横川 (太梅寺)
19 古文書	北条家寺中安堵朱印状	本覚寺	昭和60年 12月23日	下田市4丁目 (本覚寺)
20 古文書	安国寺恵瓊奉制札	太梅寺	昭和60年 12月23日	下田市横川 (太梅寺)
21 古文書	寂用禪師語録	太梅寺	昭和60年 12月23日	下田市横川 (太梅寺)
22 歴史資料	第三代下田奉行石野八兵衛位牌	大安寺	平成18年 3月28日	下田市4丁目 (大安寺)
23 歴史資料	豆州下田港之図	下田市	平成18年 3月28日	下田市4丁目
24 有形民俗文化財	仏谷の十六羅漢三十三観音	宝徳院	昭和51年 5月27日	下田市吉佐美 (宝徳院)
25 有形民俗文化財	小白浜三十三観音・エンマ	観音寺	昭和51年 5月27日	下田市須崎
26 有形民俗文化財	元理源寺三十三観音	泰平寺	昭和51年 5月27日	下田市5丁目
27 無形民俗文化財 (民俗芸能)	三番叟	白濱神社三 番叟保存会	昭和48年 6月12日	下田市白浜 (白濱神社)
28 無形民俗文化財 (風俗習慣)	鬼射	落合鬼射 保存会	昭和51年 5月27日	下田市落合 (高根神社)
29 無形民俗文化財 (風俗習慣)	山随院権現祭幡廻し	加増野ハタマ ワシ保存会	昭和51年 5月27日	下田市加増野 (報本寺)

種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
30 史跡	長楽寺	長楽寺	昭和46年 9月6日	下田市3丁目
31 史跡	下田城址	下田市	昭和48年 6月12日	下田市3丁目
32 史跡	今村伝四郎等三代の墓	了仙寺	昭和48年 6月12日	下田市3丁目 (了仙寺)
33 史跡	戸田忠次の墓	泰平寺	昭和48年 6月12日	下田市4丁目 (泰平寺)
34 史跡	火達山遺跡	白濱神社	昭和49年 3月20日	下田市白浜
35 史跡	三穂ヶ崎遺跡	下田市	昭和49年 3月20日	下田市白浜
36 史跡	夷子島遺跡	須崎財産区	昭和49年 3月20日	下田市須崎
37 史跡	洗田遺跡	私有地	昭和49年 3月20日	下田市吉佐美
38 史跡	遠国島遺跡	—	昭和49年 3月20日	下田市田牛
39 史跡	深根城址	私有地	昭和51年 5月27日	下田市堀之内
40 史跡	下田奉行所跡	下田市	昭和51年 5月27日	下田市東中
41 史跡	吉田松陰踏海の企跡	下田市	昭和51年 5月27日	下田市柿崎 弁天島
42 史跡	吉田松陰拘禁之跡(長命寺跡)	下田市	昭和51年 5月27日	下田市4丁目
43 史跡	下田御番所跡	下田市	昭和51年 5月27日	下田市3丁目
44 史跡	欠乏所跡	私有地	昭和51年 5月27日	下田市3丁目
45 史跡	武ガ浜波除けと今村公勤功碑	国有地	昭和51年 5月27日	下田市武ガ浜
46 史跡	薩摩十六烈士の墓	大安寺	昭和51年 5月27日	下田市4丁目 (大安寺)
47 史跡	カナヤマ古代製鉄遺跡	私有地	昭和51年 5月27日	下田市大賀茂
48 史跡	三穂ヶ崎台場遺跡	下田市	平成23年 12月1日	下田市白浜
49 名勝	爪木崎一俵磯海岸	須崎財産区	昭和51年 5月27日	下田市須崎
50 名勝	タライ崎一釜の浦海岸	国有地	昭和51年 5月27日	下田市田牛
51 天然記念物	はまぼう樹林	国有地	昭和44年 4月25日	下田市吉佐美
52 天然記念物	大公孫樹	諏訪神社	昭和46年 9月6日	下田市横川 (諏訪神社)
53 天然記念物	ヒカリモ	旭洞院	昭和48年 10月6日	下田市須崎 (旭洞院)
54 天然記念物	枝垂れ桜	報本寺	昭和51年 5月27日	下田市加増野 (報本寺)
55 天然記念物	山ざくら	私有地	昭和51年 5月27日	下田市堀之内
56 天然記念物	しもだまいまい	—	昭和51年 5月27日	下田市内全域

下田市景観計画

景観計画策定日 平成 21 年 12 月 17 日

景観計画改正日 平成 27 年 6 月 30 日

景観計画改定日 令和 7 年 3 月 28 日

発行 下田市

〒415-8501

静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 -18

編集 下田市建設課

TEL (0558) 22-2219

FAX (0558) 27-1007

URL <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp>

E-mail kensetsu@city.shimoda.shizuoka.jp
